

国百七十七回

参議院財政金融委員会会議録第九号

平成二十三年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

青木一彦君

四月二十六日

辞任

鴻池祥肇君

補欠選任

丸川珠代君

渡辺猛之君

出席者は左のとおり。

委員長

藤田幸久君

理事

大久保勉君

副大臣

野田佳彦君

國務大臣

中山恭子君

財務大臣

大門実紀史君

(内閣府特命大臣)

中西健治君

(大臣(金融))

大門実紀史君

自見庄三郎君

厚生労働副大臣

藤田幸久君

官房審議官

丸川珠代君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

大久保勉君

内閣府大臣政務

舟山康江君

大臣政務官

愛知治郎君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

財務副大臣

荒木清寛君

副大臣

大久保勉君

財務大臣

渡辺猛之君

厚生労働副大臣

藤田幸久君

官房審議官

渡辺猛之君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

大久保勉君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

厚生労働大臣

佐藤ゆかり君

厚生労働副大臣

佐藤ゆかり君

官房審議官

佐藤ゆかり君

事務局側

佐藤ゆかり君

常任委員会専門

佐藤ゆかり君

内閣府大臣政務

佐藤ゆかり君

よろしくお願ひいたします。

今回の法案については、被災納税者の皆さん的基本的に救済措置だということで、私の地元宮城县も相当な被害を受けておるということもございまして、一日でも早くこの法案成立をさせて、しっかりとした政策を講じていただきたいというふうに考えております。

一方で、ですけれども、やはり国会としてしっかりとこういった政策について一つ一つチェックをしなくちゃいけない、議論をしなくてはいけないということもございますので、今日は何点かについて議論をさせていただきたいというふうに思っています。

ただ、その議論に入る前に、野田大臣にお伺いをしたかったんですが、先日、二十三日に、私の出身県であります宮城県、あと岩手県でしたつけに視察に行つていただいたと、その状況を見たところ、現地の状況や、またいろんな関係者のお話を聞いていたいと思うんですけども、率直に、あの状況を見て、話を聞いてどのようにお感じになつたか、どのような今見解を持っています。いろんな現地の状況や、またいろんな関係者のお話を聞いていたいと思うんですけども、率直に、あの状況を見て、話を聞いてどうぞお聞かせください。

○国務大臣(野田佳彦君)

国会の審議で、ほかの閣僚の皆さん現場へ行つても私だけ残つて、自分が多かったということ、あるいは国際会議等があつてなかなか行けなかつたんですが、その分、お隣の櫻井副大臣だと吉田政務官が被災地出身でござりますので的確な情報をお聞きをおこなつたが、実際に委員の御地元も含めて現場に行かせていただきまして、やっぱり聞くとの見るのとは全く違うなということを痛感をいたしました。

特に、国道六号線沿いをずっと車で走りましたけれども、この被害が本当に広範で大規模であること、よく分かりました。特に福島の場合には大津波による震災以外に原発の問題がありますので、県民の持つているストレスはまたほかの県とも違いました。

また、瓦れきの処理であるとか仮設住宅の建

設、これ本当に早急にしなければならないということを改めて実感をしまして、今般、二十八日に

提出をさせていただく第一次補正予算にこうした内容を含んでおりますので、また現場からも一日も早い成立をお願いをされました。まさにそうだと思つております。

一日も早くこの第一次補正予算、成立をさせていただいた後、その後速やかに復興に向けての準備をしていかなければいけないということを体感した次第でござります。

○愛知治郎君

ありがとうございます。

これは、時期の問題とか早いとか遅いとかありますけれども、いずれにせよ現場をしつかり見ていただいて、マスコミ等々では非常に多くの情報を流していただいておりますけれども、御承知のとおりに、これは一朝一夕に復旧復興もできる話ではありません。相当多くの時間、労力、またお金も掛かることでありますし、マスコミ、特にテレビ等、報道がなくなってしまうところといった事態、風化してしまう可能性がありますし、現地ではあります。

は継続的にずっとやつていかなくちゃいけないと、いうこともありますので、そこに訪れていただけで、現場を見て話を聞いていたいと、いうのは大

事なことだと想いますので、また機会があつたら是非行って対応していただきたいと思います。

今大臣からも御答弁の中で仮設住宅の必要性、

言つていただきました。私自身も避難所に訪れるたびに、そこに避難している皆さん、本当によく頑張っているなと思うんです。私自身が多分そこには避難生活を一緒にしていたら一週間ともたない

んじやないかというぐらいの状況でもありますし、皆さんよく耐えて、またいろんな面で前向きに物事を考えるようにしているところだと思うんですけれども、実は仮設、一日でも早くやつてほ

しいんですけど、まだ、これも伺いたかったんですね、そういうことを言われておりましたので、こういう日が実現しまして非常にうれしく思つております。

今の点については非常に大切なことだと思っております。先日の竹谷委員からの御指摘もございませんが、少しまず個別に調べさせていただきまし

していただいているというふうに聞いているんですが、その点はどうですか。

○国務大臣(野田佳彦君)

東北財務局中心に、東北地方の国有地、これについての情報提供、利用可能な国有地について情報提供をしながら自治体の皆さんに投げかけをさせていただいておりまし

て、福島でも今少しマッチングができるまいりました。委員の御地元の仙台市においても仮設住宅用の国有地、これ公園でありますけれども、これが見付かり、これを御利用いたく方向になつてまいりました。

これからもこういう未利用の国有地であるとかあるいは公務員の宿舎等々の情報提供は随時行っていきたいというふうに思います。

○愛知治郎君

ありがとうございます。

これからも瓦れきの問題に関してですが、これ、海中にある瓦れきの処理コストというものは、我々余り経験したことがないので、果たしてどの程度掛かるのかということがよく分からぬ。で

すから、これまでのものと単純に比較できるとはなかなか言い難いものがあるのでないかというふうに思つています。

ただ一方、この間御指摘があつたとおり、今委員からも御指摘がございましたが、これ最終的には國民の皆さんに御負担をいたくといふことに

なるんだろうと思つておりますから、そういう点でいうと、きちんととした形でコストの管理も行つてほしいというの願いではあるんですけどこれからも頑張っていただきたいと思います。

一方で、先日、我々地元の被災県出身の、櫻井副大臣もそうですけれども、とにかく何でもやつてほしいというの願いではあるんですけどこれも、一方で、こういった被災者を救済したり復旧復興にかかる費用というのは、巡り巡つてこれは

納税者の皆さん、國民の皆さんが負担することですから、先日、竹谷委員が指摘したのは非常に重要な視点で、コストもしつかり考慮した上で政策を講じていかなくてはいけないというふうに考えておりますが、この点について改めて財務省の姿勢を伺いたいと思います。

○副大臣(櫻井充君)

おはようございます。

愛知議員とは地元の新年会で度々、先輩、しっかり議論させてもらいますからねと、そういうこ

とを言われておりましたので、こういう日が実現しまして非常にうれしく思つております。

今の点については非常に大切なことだと思っております。先日の竹谷委員からの御指摘もございませんが、少しまず個別に調べさせていただきまし

たが、仮設住宅などの場合にはやっぱり寒冷地仕様などの費用がどうしても上乗せされてしまうとか、それから今、県の方でなかなか進んでいかない、仮設住宅の建設が進んでいかないというのは、水道であるとかそれから電気であるとか、こういったものがなかなか引けていないので、こういったものを全部準備しなければいけないとか、そういうことに対してもかなりお金が掛かってきているので、一概にその比較はできないんだろう

ういったものがなかなか引けていないので、こういったものを全部準備しなければいけないとか、そういうことを改めて実感をしまして、今般、二十八日に提出をさせていただく第一次補正予算にこうした内容を含んでおりますので、また現場からも一日も早い成立をお願いをされました。まさにそうだ

と、そう思います。

それから、瓦れきの問題に関してですが、これ、海中にある瓦れきの処理コストというのと、我々余り経験したことがないので、果たしてどの程度掛かるのかということがよく分からぬ。で

すから、これまでのものと単純に比較できるとはなかなか言い難いものがあるのでないかというふうに思つています。

ただ一方、この間御指摘があつたとおり、今委員からも御指摘がございましたが、これ最終的には國民の皆さんに御負担をいたくといふことに

なるんだろうと思つておりますから、そういう点でいうと、きちんととした形でコストの管理も行つてほしいというの願いではあるんですけどこれからも頑張っていただきたいと思います。

一方で、とにかく今できることはしていかなく

てはいけないと、いうことで、私自身もいろいろ御提言をさせていただきました。仮設はいろんな条件があつてすぐに全てが提供できるわけではない

ですから、その過渡的な措置ということ、また現実も踏まえてもっと賃貸住宅等を活用したらどうかというお話をさせていただきました。

仮設については、阪神のときに、これ私が聞いた話ですのでよく分らないですけれども、正確

じやないかも知れないですが、最終的に四百万以上、二年間でコストが掛かつたという話も聞いておりますが、例えば賃貸住宅、同じように国費で

助成するということであつたとしたら、例えば月々十万円補助するというだけでも相当助かるとは思うんですけれども、二年間で二百四十万、コストとしては単純計算で二百四十万ということになります。相当これだけでもコストは抑えられる、こういった賃貸住宅をやはり活用していくべきではないかというふうに思いまして、御提案をしました。

また、これは後で分かる話だとは思うんですけども、実際にこういった補助をしたときにそれがどれだけ使われるかということではあると思うんですけども、宮城県一つ取つてみてもそうなんですねけれども、避難所で生活、避難所にいる方がピーク時で三十二万人、現在は四八八百七人と聞いておりますが、二十八万人の方は避難所ではなくてもう多分、その民間の賃貸住宅を借りたり、あとは親戚の方々のところに身を寄せたり、あとは帰宅できる方は帰宅して、状況を調べた上で御自宅で何とか生活しているかと思うんですけども、相当数の方は賃貸で生活されていると思うんですね。

いざれにせよ、こういったことに対しても補助がいたければということで提案したんですが、この検討状況、今の政府の考え方というのを、これは厚生労働省だと思うんですけれども、お伺いしたいと思います。

○副大臣(大塚耕平君) 愛知委員から四月十八日の予算委員会でも厚生労働大臣に御質問をいたいた件でございます。

この件につきましては、結論から申し上げますと、応急仮設住宅の代わりに民間賃貸住宅を借り上げて救助を要する被災者に御提供いただければ災害救助法の対象となり、国庫負担の対象ともなるということです。

また、委員の御提案等もございまして、被災三県とも各県の宅建協会、不動産協会と協議を始めおりまして、四月二十日ごろから被災者の入居希望に応じて民間賃貸住宅のあつせんも開始をいたしております。これは、自治体による借り上げ

方式で敷金や礼金等も負担をするということで、被災者の負担はないということでございます。ただし、今自治体による借り上げ方式と申し上げました。これがだけでも、やはり救助を要する被災者に提供するという各県の枠組みの中で民間賃貸住宅を御活用いたくということでありますので、その点は御理解をいただきたいというふうに思つております。

○愛知治郎君 各県それぞれ違うということですか。宮城県は、これは報道ベースで私は伺つたんですが、既に契約している部分もその仮設の入居要件を満たせばしつかり払うということは聞いているんですけども、これは県によって違うということですか。

○愛知治郎君 若干違う部分はあると聞いております。ただ、今先生御自身が御説明してくださいましたように、御自分で借りになつた賃貸物件、県がそれを応急仮設住宅扱いにするといふことです。

○副大臣(大塚耕平君) いまだにせよ、前向きに検討していただいて一つの方針を出していただき、しか

も、私が十八日に質問して、二十二日ぐらいですかね、四日後にはもうそういう方針を出していた

大いたいということ、これは本当に有り難い話であります。

○副大臣(大塚耕平君) 今もう具体的な事例に基づいて御提案いたいんですが、確かに、例えば岩手県とかあるいは宮城県の北部の方が、都市部の方が物件がいろいろあるだろうということ

で、もう既にお借りになつてある。これを仮に県が応急仮設住宅として認めるということになつた場合にはやはりこれは応急仮設住宅の枠組みの中で運用していただくことになりますので、そうすると、民間賃貸住宅を借り上げていただく期間も、例えば仮設が二年ということであれば二年でやはりそういう状態が解消されます。

そうすると、その先どうするのかということになりますので、例えば、その先、仮に民間賃貸を応急仮設としては認定するということはやめて、仮設住宅そのものは更に延長してしばらく三年、四年と続けるということになれば、その段階からそちらに移つていただく、その場合の切れ目がない形でのその方の利用を民間賃貸住宅から仮設に移行して認めるというようなことも当然検討課題になつてくると思います。

○副大臣(大塚耕平君) いまだにせよ、いろんな問題点まだありますから改めてちょっと御提言をさせていた

実は、これは櫻井副大臣はよく分かっていると思ふんですけども、例えば女川であるとか石巻

あるとか北の地域で家が流されてしまつて、一時的に仙台市内でもう物件を見付けて住んでいる方がおられます。ただ、そういう方も実は、自分

の郷土の女川であるとか北の地域ですね、の近くに仮設ができれば戻つて自分の地元でやはり仕事を探して生活がしたいという方、おられます。

そういう方、もし一度仮設の認定を受けて仙台市内で住居を借りたときに、また仮設に戻るとなつて二重になつてしましますよね、申請が。それを、例えば二年だから、半年間仙台で過ごして、あと一年半、地元の仮設が空けばそつちにかかる費用がいつまでかかるのか、それについてお尋ねです。どうですか。

○副大臣(大塚耕平君) 今もう具体的な事例に基づいて御提案いたいんですが、確かに、例えば岩手県とかあるいは宮城県の北部の方が、都市部の方が物件がいろいろあるだろうということ

で、もう既にお借りになつてある。これを仮に県が応急仮設住宅として認めるということになつた場合にはやはりこれは応急仮設住宅の枠組みの中で運用していただくことになりますので、そうすると、民間賃貸住宅を借り上げていただく期間も、例えば仮設が二年ということであれば二年でやはりそういう状態が解消されます。

そうすると、その先どうするのかということになりますので、例えば、その先、仮に民間賃貸を応急仮設としては認定するということはやめて、仮設住宅そのものは更に延長してしばらく三年、四年と続けるということになれば、その段階からそちらに移つていただく、その場合の切れ目がない形でのその方の利用を民間賃貸住宅から仮設に移行して認めるというようなことも当然検討課題になつてくると思います。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げます。

地方の法人関係税の軽減措置でございますが、今回法人税において講じようとしております被災代替資産等の特別償却等特例措置、これにつきましては法人事業税、住民税にそのまま反映されます。

○政府参考人(滝本純生君) お答え申し上げます。

地方の法人関係税の軽減措置でございますが、今回法人税において講じようとしております被災代替資産等の特別償却等特例措置、これにつきましては法人事業税、住民税にそのまま反映されます。

それからまた、地方税法に基づきます法人事業税、住民税の災害減免につきましても、各地方公共団体で適切に対応するように既に通知をしてい

ます。また、せっかくですので、いろんな問題点まだありますから改めてちょっと御提言をさせていた

実は、これは櫻井副大臣はよく分かっていると思ふんですけども、例えば女川であるとか石巻

あるとか北の地域で家が流されてしまつて、一時的に仙台市内でもう物件を見付けて住んでいる方がおられます。ただ、そういう方も実は、自分

の点については、とにかくまたいろんな事情が分かり次第我々も提言をしていきたいと思いま

すし、また財務省にも地元出身の櫻井副大臣いままで、しっかりと連携をしていきたいというふうに思います。

この点については、とにかくまたいろんな事情が分かり次第我々も提言をしていきたいと思いま

すが、非常に心強い、いい御答弁をいただきました。弹力的に迅速に対応していただけます。

ておりますし、また今回の地方税法の改正で、津波によって甚大な被害を受けた区域内の土地、家屋に関する平成二十三年度分の固定資産税の課税免除、また被災代替家屋・償却資産に関する軽減措置を講じることとしているところでございます。

○愛知治郎君 固定資産税についてもお答えいたしましたが、それについてもなんですかとも、直接被害を受けた企業が対象ということは分かるんですけれども、それ以外にも、その地域の経済活動全体が停滞しておりますので、企業といふのはそういうときには本当に企業的に撤退しちゃうことが多いんですよ。だから、直接的な被害を受けている企業に対しても、その大きな地域の中であればしっかりとこういった優遇措置の対象にすべきだと思うんですが、その点はいかがですか。

○政府参考人(滝本純生君) 失礼いたしました。

今回の法案におきましては、緊急の対応といったしまして、直接被災した企業に対する様々な特例措置を講ずることとしているところでございました。ただ、御指摘のように、直接被災した企業以外の企業を含みます被災地の企業全体に対する税制上の支援などにつきましては、今後の復旧復興の状況あるいは関係省庁の要望などを踏まえまして復興支援策全体の中で検討してまいりたいと、このように考えております。

○愛知治郎君 私の問題提起というか問題意識自体は御理解をいたいたと思うんですけども、この点について、様々な角度からいろんな政策が講じられると思うんですねけれども、是非検討していただきたいんですが、じゃ、大臣が副大臣にちょっとこの点について、今は地方税ですけれども、税全体の観点から何らかの措置ができるのか、お答えいただきたいと思います。

○副大臣(櫻井充君) 今の愛知議員の指摘というのは非常に大切なことだと思っているんです。要するに、直接被害だけではなくて、いわゆる間接的な被害を受けている企業に対してもどうしていく

のかと。それからもう一点、風評被害で困っています。そういう企業があるんだろうと、そう考えております。

ですから、今回、信用保証の枠をつくらせていただきました。これは経産省にお願いしてやっていただきましたが、あれは、一〇%程度の売上げ落ちた場合には信用保証の適用にするというように、金融の面ではかなりこういった分についてはきちんと担保させていただいております。

ですから、今委員から御指摘がありましたの

で、税制上の問題であるとか、それから社会保険料の問題であるとか様々な点について今後検討が必要であれば検討させていただきたいと、そう思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

企業はやはり雇用をしっかりと今守らなくてはいけないという使命感を持つて営業されている中小企業の社長さんたちも大勢いるんですけれども、やっぱり厳しいというのが正直なところだと思いまます。この雇用調整助成金等々も要件を緩和しました額自体もう少し上積みができないか、その点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(黒羽亮輔君) お答え申し上げま

す。

雇用調整助成金につきましては、これまで、震災以降、様々な特例措置を設けるなど、また手続面でも柔軟な措置を講じておられるところでございましょうけれども、この上限額につきましては、現在、先ほどのコスト管理というのもしっかりと確保して様々な政策講じていかなければいけないと思うんですが。

この財源論については、それこそ十人いれば十通りの意見があるような今状況だと思うんですねけれども、現時点での財務省の考えている、この財源どのように確保していくのか、その考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 二十八日に提出する予

でございます。

○愛知治郎君 その点、失業手当自体と大体合わせることだつたんですかとも、その失業手当そのものも今回特例で少し上積みすることはできないのか、その点についてお伺いしたいと思

います。

その後の復興に向けてでございますけれども、今復興の構想会議というところで青写真づくりの議論をされています。これ、六月末までにその青写真が出てくると思いますが、どういう形の復興対策が必要なのか、それに見合った予算はどういう形になるのか、財源はどうするかという、そういうプロセスをたどるということになると思いま

す。

一部報道等で何かいろいろ具体的な税目とか運営をされていますが、確定的に今何か政府で決めているという状況ではありません。歳出歳入両面から見直しをしっかりやつて、与野党の議論も踏まえながら対応していただきたいというふうに思

います。

○愛知治郎君

この点については多分相的な議論になると思うんですけども、私自身は、今回あらゆる手段を講じていくべきだと思いますし、一方で、全体の社会保障含めて国の在り方というのは、税制、税の負担もど的方式にしていくか、しっかりととした議論をしなくちゃいけないと思

います。

いずれにせよ、今回の事態は本当に未曾有の大惨事でありますので、あらゆる手段を講じていかなければいけない、また前例にとらわれることなく大胆にやってほしいと思うんですけども、もちろん、先ほどのコスト管理というのもしっかりと確保して様々な政策講じていかなければいけないと思うんですが。

この助成金でございますけれども、在職者の雇用維持を支援するための制度ではございますけれども、現時点での財務省の考えている、この財源どのように確保していくのか、その考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田佳彦君) 最後に、今日、本来ならばこの議論をしっかりとかつたんですかとも、被災者、被災納税者の皆さんに対していろいろ優遇措置をするのは本

定の第一次補正予算については、規模としては約四兆円ですが、これは基本的に追加的に国債発行せずに、既存の予算の見直し、歳出の見直しを

するという形での財源確保をさせていただきます。

で、雑損控除、医療費控除、そして今までいう障害者控除の創設に伴い、所得税法の施行規則で雑損控除をまず最初に行う規定が定められたのが現実であります。したがいまして、あくまで大蔵省の政令として始まつた規定であります。そして、翌年の二十六年秋に行われた国会審議では、農業団体などから雑損控除を最後の順位に変更するよう求めた反対意見が少なくとも議事録では二回出されております。逆に、政令のままで賛成した意見は一つもありませんでした。にもかかわらず、その直後の昭和二十七年度税制改正で強引にこの政令が所得税法と化した経緯があるわけでござります。

今日でいえば、企業会計に置き直しても、この

雑損控除の順位の概念というのは、会社経営の基本的営業に係る経費であれば最初に計上して営業利益を算出するわけでありまして、経常経費ではない特別損失のようなものは一番最後に計上する。そうした規定概念からなぞらえても、少なくともこの基本的生活の営みという経費を基本的に控除する人の控除は被災者にとって権利として与えられるべきものであるというふうに考えるわけであります。八十七条を適用除外とし雑損控除を最後に置く特例をセッットとして設定すべきではないか。野田大臣、お答えをお願いいたします。

○国務大臣(野田佳彦君)

直接的な控税力の減殺要因として、個々の納税者の固有の事情に配慮する人の控除よりも先に引く方がむしろ自然と考えております。また、実務においてもそのような取り扱いが確立をしているところでございます。

今回の大震災の被災者についてのみ所得税法第八十七条の適用除外とすることについては、申告書を始めとする既存の徴税システムの変更を要し、しかもその変更に相当な期間が必要となりかねず、納税者にも課税当局にも混乱が生じるおそがあるほか、納税者や税理士への周知、既に申告している納税者への対応など各方面に混乱が生

ずるおそれがあることから、今のこの段階では慎重に考えるべきだと思います。

○佐藤ゆかり君 まさに今、野田財務大臣御自身がお認めになられましたように、どちらが真理かという絶対真理がない。そういう中で、大蔵省政令として発達したのがこの第八十七条であります。十分な国会審議を絶ずに法律になつてゐるが、今の現状である。まさに絶対的な真理がないのであるならば、しっかりと、少なくとも東日本大震災の被災者向けに特例として考えないかと、それがをじつくりとではなく早急に検討をお願いしたいということで、政府の第二弾に向けての検討をお願い申し上げたいというふうに思います。

○国務大臣(野田佳彦君) そして、そこでさらにその裏付けとしてなんですが、お伺いしたいと思いますが、この人の控除の位置付け、雑損控除との関係で、大臣、若干今触れられましたけれども、人の控除の意味合いをお伺いしたいと思います。

最低生活費の考慮として人的控除があるということでありますが、最低生活費として基礎控除、扶養控除、配偶者控除などは通常どのくらいの控除金額になつてているか、まず金額からお答えください。

○国務大臣(野田佳彦君) 現行の控除額は、基礎控除、一般の扶養控除、配偶者控除共に三十八万円となっています。

○佐藤ゆかり君 年間三十八万円の基礎控除で、加えて、扶養者がいる家庭ですと扶養控除や配偶者控除を加えるわけがありますが、仮にこの三つ

の控除を足し合わせても年間計百十四万円になるわけであります。

一方で、実は二〇〇九年の民主党のマニフェスト、衆議院選挙のときの政権公約でありますけれども、民主党のマニフェストでは年金について最低保障年金七万円を公約されました。これは最低限の年金受給者の生活設計に対して、守るために

最低保障年金を七万円として支給するんだという御説明いただきました、お話しいただきしたけど、所得控除の在り方そのもの、所得税そのものの根本的にどう考えていくかという話になります。したがって、この第一弾の税制措置においてはそこまでの議論を今ちよつとしている余裕がございませんので、これはある種、どちらが絶対真理かという話では私はないと私は思います。その議論はこれからじつくりとやつていければというふうに思ひます。

○佐藤ゆかり君 まさに今、野田財務大臣御自身がお認めになられましたように、どちらが真理かという絶対真理がない。そういう中で、大蔵省政令として発達したのがこの第八十七条であります。十分な国会審議を絶ずに法律になつてゐるが、今の現状である。まさに絶対的な真理がないのであるならば、しっかりと、少なくとも東日本大震災の被災者向けに特例として考え方であります。ただし、私は、やはりこれは基本的な生活の営みの確保、それを被災者に対してきつちりと保障から優先して制度設計をすること、これは極めて大切であつて、特にまだまだ復旧まで至つてない被災者の立場を考えれば、被災者の生存権という基本的人権に照らしても、最低生活費の控除といふのは、世帯構成に応じて扶養人数などに応じた金額を所得から差し引き、納税者の控税力を調整をするものでございます。その金額については、課税最低限や物価水準などを勘案し決められてきたものでございますが、現行の三十八万円という人の控除額自体、先ほど、今民主党の最低保障年金の金額とのバランスのお話で御指摘ございましたけれども、生活に最低限必要な金額を直接表しているものではないというふうに理解をしています。

○佐藤ゆかり君 それでは、この三十八万円というのはどういう根拠で決められたんでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 金額は、課税最低限や物価水準などを勘案し決められたということでございます。

○佐藤ゆかり君 課税最低限という纳税能力といふのはどのように決められたんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) さつき申し上げたとおり、世帯構成に応じて、扶養人数などに応じて所得から差し引くという計算でやつてているところです。

○佐藤ゆかり君 この基礎控除や扶養控除、配偶者控除の三十八万円というのは、基本的に最低の生活資金を控税力から外すという意味で設けられた制度設計ではないんですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 先ほど年金のお話をございましたけれども、公的年金の控除六十五万円がありますので、それを含めると、さつき単純に合わせた百三万円を上回るということをございますので、ちょっとと今の直接の答弁じゃないんですけど、事実関係として数字は申し上げておきたいと思います。

○佐藤ゆかり君 年金受給者との関連であればどのようなお答えになるかもしませんが、今回はある意味、被災者の立場で今震災特例を審議しているわけであります。ですから、年金控除の話は少し横に置いておく必要があるのではないかなどと思うわけであります。純粹に被災者の立場で考えると、この三十八万円という控除、十分な生活費の年間の経費だと思われますか。

○国務大臣(野田佳彦君) 先ほど申し上げたとおり、最低生活費を表すという、そういうものではございませんで、物価水準等を勘案して決められたものでございます。

○佐藤ゆかり君 物価水準を勘案してというのがよく分からぬ説明であります。今三十八万円といふと、じや本当に一年間の経費になるか、ございませんで、物価水準等を勘案して決められたものでございます。

○佐藤ゆかり君 物価水準を勘案してというのそれはもう誰が見ても明らかのことです、人間一人一年間三十八万円で生活できないのは当たり前のことなんですね。

○国務大臣(野田佳彦君) ですから、私が申し上げたいのは、本当の基礎的な基礎的な、人間個人一人として生活の営みを

行うに当たつて基礎的な控除額の最低限であると
いう位置付けだと思いますけれども、その控除を
繰越しできないわけですから、毎年毎年必ず基礎
的な営みを税制上優遇して控除をして、その後に
雑損控除という、繰越しが五年間に今回延びる、
それだけ甚大である、そういう雑損控除を後に順
位として設計することによって、まずは基礎的控
除をきちっと保障すると、そして基本的な生活の
営みを被災者の方々に行つていただく、そういう
税法上の理念の方が正しいように思われるわけで
あります。先ほど大臣は絶対的な真理はないと言
われたわけでありますので、そのことについて
御検討をお願いしたいと思いますが、いかがです

○国務大臣(野田佳彦君) 御指摘のようなケース
で例えば具体例で考えてみると、例えば人的控除
から先に差し引くこととした場合、例えば同じ金
額の損失を被つた独身者と例えば子持ちの夫婦世
帯を比べますと、独身者は自らの基礎控除しか人
的控除はないんですね。一方で、子持ちの夫婦世
帯は納税者の基礎控除に加えて扶養控除や配偶者
控除の適用を受けることができますので、単年で
引き切れないことによる翌年以降への繰越額は独
身者の方が小さくなるということになります。
等々、いろんなちょっと個別のケースがあります
ので、これはちょっと多角的な議論が必要だろ
うというふうに思います。

○佐藤ゆかり君 必ずしも私は今おっしゃられた
単身者と夫婦世帯の不公平という点は当たらない
というふうに思うんですね。

要は、じゃ税とは何なのかと、担税力とは何な
のかというふうに考えたときに、個人個人の納稅
者にとって、生涯所得、生涯その人が稼いで得る
所得に対しても生涯にわたって起り得る損失や經
費を差し引いて、個人として生涯において担税能
力をきちっと定め、それを理論的には毎年毎年の
担税力に置き換えるというのが税制上は正しい考
え方であるはずなんですね。ただ、当然、その生涯
所得の算定や生涯に行き渡る損失や経費の計上と

いうのは、これは技術的には不可能でありますか
ら、そして便宜上こうした形で形式控除も含めて
人的控除、物的控除のようなものを設定し、そし
て差し引いた残りを担税力として負担してください
というような設計になつていてものというふう
に私は理解をしているわけであります。

ですから、税の根本に戻れば、今回单年度で控
除できるできない、そういう議論ではなくて、今
回の被災者の方々にとってこの失われた雑損失に
ついてはやはりリカバリーするのに数年にわたる
大きな案件になるわけでありますから、例えば控
除期間、今回延長いたぐ五年間、五年間におい
ての見込みの総所得とそれから損失はこの繰越し
による損失、これを全部差し引いて、この時間的
な期間において、そして担税力が個人個人におい
てどのぐらいあるかと、そういう判断をしていか
なければいけないのではないかというふうに思わ
れるわけであります。

ですから、単身者が単年度において単身の基礎
控除しかなくて、夫婦世帯は扶養控除や配偶者控
除が家族にとつてはあると、それが不公平だとい
う議論には必ずしもならない。この雑損控除は単
身者の方が繰越しできる金額がその分控除の数が
少ないので減るので不公平であるという大臣の御
答弁でありますけれども、それは将来にわたつ
て逆に単身者の方が加速度的に償却ができるとい
うような概念にもつながるわけでありまして、そう
いう意味で必ずしも不公平とは見られないわけで
あります。大事なのはその期間、五年なりなんな
り、再建期間においてトータルの所得に対しても
トータルの損失をどうやって埋め合わせをする
か、そういう視点にある意味戻るべきではないか
と思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 御提起でござりますの
で、その議論を避けるということはございません
が、引き続き検討させていただきたいと思いま
す。

○佐藤ゆかり君 前向きな検討を早急にお願いし
たいと思います。

それでは、最後になりますが、今お伺いしたよ
うなこういう議論の中で少し話を整理して、私な

にそのものの性格だと思います。

したがつて、世帯構成等による担税力への配慮
としての人的控除よりも先に收入から必要な経費
を差し引くのと同じように、まず雑損控除を差し
引くというのは、私はやつぱりむしろ自然な考え方
だと思います。

委員のその順番の話あるいは今回の大地震を受
けての議論、所得税の、さつき申し上げたとお
り、根本的な在り方からの議論になると思います
。その議論はこれから並行してやつていきたい
と思いますけれども、今回のいわゆる第一次税制
措置については、この対応では非御理解をいただ
きたいと思います。

○佐藤ゆかり君 それでは、第二弾に向けて御檢
討いただけますでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 第二弾というのも、こ
れも可及的速やかに早くだと思います。それまで
にこの根本的な議論が終了し結論を得られるかど
うか、これは分かりませんが、いずれにしても議
論は続けていきたいというふうに思います。

○佐藤ゆかり君 被災者対策ですので、本則を変
えるという話をしているんじゃないんですね。所
得税法第八十七条を被災者に向けて適用除外にし
てはどうですかという御提案をさせていただいて
いるんであって、第八十七条の本則そのものを改
正してくださいというお話をはしていないんです
ね。

ですから、その根本的な議論というよりは、被
災者対策として早急に議論を進めべきだと思
いますが、もう一度お伺いします。大臣、いかがで
すか。

○国務大臣(野田佳彦君) 御提起でござりますの
で、その議論を避けるということはございません
が、引き続き検討させていただきたいと思いま
す。

○佐藤ゆかり君 前向きな検討を早急にお願いし
たいと思います。

それでは、最後になりますが、今お伺いしたよ
うなこういう議論の中で少し話を整理して、私な

りにこの税制の雑損控除の繰越しについて、繰越し
し若しくは廃止の可能性も含めて提言を申し上
げたいというふうに思います。

一、提言の一つとしては、今回、このように大
臣もおっしゃられましたように、根本的な議論が
必要であるというふうにも思われるこの所得税法
第八十七条に係る雑損控除の取扱いですけれど
も、むしろそういう根本的な議論云々の議論その
ものをなくすために区分を分けてしまつてはどう
かという御提案であります。雑損控除を、通常起
こり得る災害や盗難や横領など、こういう一般的
に起こり得る損失を計上する一般雑損控除と、そ
れから今回のような東日本大地震で起きたような
大規模広域災害による損失を計上する大規模損害
控除の二区分に分けると。そして、この大規模損
害控除の区分について雑損控除の順位の取扱いを
特例として考慮するということをまず御提案申し上
げたいと思います。

そして、もう一つの提言は、この大規模災害控
除の方の区分の適用者について、被災者について
ですけれども、雑損の所得控除又は給付付き税額
控除の選択肢を設けるということを御提案しま
す。所得が生じない納税者については、大規模災
害控除額に一定割合を乗じた税額を還付するもの
とする、そして緊急性のある対応策を打つとい
うことが重要であるというふうに思います。

そして、さらにもう一つの提言として、大規模
災害控除の適用者のうち緊急な被災者支援を必要
とする納税者に対しては所得税の繰戻し還付制度
も創設するということで緊急対応を更に強めてい
くという、この三つの提言を申し上げたいと思いま
すが、この提言に対して最後に大臣の御所見を
お伺いいたします。

○国務大臣(野田佳彦君) まず、単年で引き切れ
ない雑損控除額について、雑損失として現行制度
上、翌年以降三年間繰り越すことが可能になつて
いますけれども、それについての拡充のいろいろ
御提起があつたというふうに受け止めさせていた
だきます。よくそれの中身、三点について検

討させていただきたいというふうに思います。

○佐藤ゆかり君 しつかりとした検討を第二弾までによろしくお願ひいたします。

被災者第一優先で御対応をお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○西田昌司君

民主党の西田昌司でございます。

まず私は、今回のこの臨時特例に関する法律、国税の臨時特例に関する法律の中で、ちょっと一つ、一番初めに気になるところがありますので、そのことについて質問させていただきたいと思います。

それは国税通則法、第十二条なんですけれども、要するに、この法律の中には今衆議院で審議されているその条文が前提となって入っているわけなんですよ。本来、我々が今議論している中には国税通則法そのままであるんですけども、それが国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律というふうに今審議がされないと。だから、そういうふうに読み替えるといふ、こういう規定が入っているんですけども、私も、私はこれちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですよ。

といいますのは、それは、これが通ればですよ、通ればこれに直せばいいだけの話でありまして、今現在できもしない法律をこの条文の中に挙げると、いうこと自体おかしいと思うんですけど、これはこの中から修正して削除すべきだと思うんです。いかがでしょうか。

○國務大臣(野田佳彦君) 平成二十三年度の税制改正案は、今衆議院の財務金融委員会で様々な観点から御審議をいたいでいる、いわゆるアイ・エヌ・ジーの進行中でございます。そうした中で、政府から今般の震災に対する、今御審議をいたいでいる緊急の対応としての震災税特法案を提出をさせていただきました。

税制に関する法律を同時に二本国会に提出をしていることになりますので、政府から提出している両法案が整合的でなければ形式的な不備があるものとなりかねないために、後から提出をした震

災税特法において両法案が整合性の取れたものとなるよう法制上の技術的な調整を図る必要がある

ということから、附則第十二条の規定をさせていただいているということでござります。

これによって、この附則第十二条によつて、法制上の技術的な規定の整理でござりますので、二十二

三年度税制改正法案の審議を前取りするものではございません。拘束するものでもございません。

ましてや二十三年度税制改正法案の成立を前提としているということではないということは是非御理解をいただきたいと思います。

○西田昌司君 それは、そういう言い訳というか、説明されるんです。役人の方もそう言つんで

すよ。しかし、それは根本的に間違つていますね。

なぜかといいますと、確かに二本同時に出す場

合、そういう手続をすることもあるんですね。あ

るんですけれども、今回、なぜこれ二本同時に

なつているんです。私はそもそもそこのことを見

題にしたいと思うんですよ。

というのは、本来、これは予算が審議されると

きに歳入と歳出一緒になつて提案されるべきもの

だつたんですよ。ところが、皆さん方が予算案だけ参議院の方に回ってきて、衆から参に、いまだに

なつてゐるんです。私はそもそもそこのことを見

題にしたいと思うんですよ。

さきに歳入と歳出一緒になつて提案されるべきものだつたんですよ。ところが、皆さん方が予算案だけ参議院の方に回ってきて、衆から参に、いまだにこの税制の改正については全くこちらに来ていないんですよ。それでまだ、いま

まだ衆議院でとどまつてゐる。

ですから、本来、正しい手続をしておればこう

いうことにならなかつたんです。その間違つた手

続をしたものを見、まあごまかそうといいましょうか、その間違つた手続を糊塗するためと申します

ことはあります。だから、私はこれは今回削除すべきである。

が一番最初にやつた手続が間違つているのを、それを、そのことをそのまま間違つていませんよと

いう形で通すためにこいつ附則を付けているんですよ。だから駄目だと言つてゐるんです。

だから、これはやはり、今までの経緯から考へると、もう一度皆さん方、政府側が真摯に対応し

てもらわなきやならないから、これは一旦取下げ

をして、そして新たに、もし衆議院で今やつて

いる税制改正が通れば、それはそれで書き換えればいいんですよ。そういうふうにすべきだと思います。

○西田昌司君 それは、そういう言い訳というか、説明されるんです。役人の方もそう言つんで

すよ。しかし、それは根本的に間違つていますね。

なぜかといいますと、確かに二本同時に出す場

合、そういう手続をすることもあるんですね。あ

るんですけれども、今回、なぜこれ二本同時に

なつてゐるんです。私はそもそもそこのことを見

題にしたいと思うんですよ。

○西田昌司君 いや、だから、提案してとおつ

しゃつたけれども、提案されなかつたから我々

言つてゐるんです。本来、だから、審議される参

議院では税法が来なかつたんですよ。だから、こ

れは与野党関係なしに、参議院の院としてとんで

もない話なんです。

予算の方は、予算の方も本当はしつかり審議し

たかつたんですが、三月十一日の例の大震災があ

りましたから、これはほとんどもう審議を省略し

て短期間に間に上げていこうという形で、これは

予算の執行を妨げないようにするためにやつた

ことです。しかし、それ以前に、そもそもあなたの方

がこちらの方に提案して、審議していただきてその結論が出なかつたというような大臣答弁されたのです。しかし、それ以前に、そもそもあなたの方がこちらの方に提案して、審議していただきてその結論が出なかつたというふうな大臣答弁されたけれども、そうじやないんですよ、来ていないんですから。参議院にはないんです。どれを議論するんですか、審議するんですか。だから、我々はここに出でておる附則十二条がおかしいじゃないかと言つてゐるんです。だから、我々はここに出でておる附則十二条がおかしいじやないかと言つてゐるんです。だから、手続としてはおかしい。だから、これは民主党の皆さん方にも是非考えていただきたいんです。これは与野党じやないんです。参議院の院として、こういう形の提案のされ方すると、人々、予算審議のときに、皆さん方から参の方には予算の執行だけで財源がないまま来てしまつて、そのこと自体が院のこの権威を非常に著しく失墜させているというか、本当になめた話ですよ。

それを今回また繕うかのような形でこういう附則を付けてやつてきているというのは全くおかしくて、やるんだつたら、そのことを反省している

といふんだつたら、一旦これは取り下げて、今、衆が上がつてきたらまたその衆で上がつてきたときには名前は変えたらしいだけの話。ただ、私は中身の話つていてるんじゃないんです。中身に入る前に、そういう言えば横着なやり方はまずいんじやないのかということです。だから、やつぱりこれは政府として考えていただきたい。

もう一度御答弁お願いします。

○國務大臣(野田佳彦君) 参議院でのいわゆるお

考え、そのお気持ちちは分かります。おつしやるとおりで、その順番が入れ替わつてしまつてゐるということがあります。現実そなつてゐるということです。現実そなつてゐるということです。

○國務大臣(野田佳彦君) 参議院でのいわゆるお考え、そのお気持ちちは分かります。おつしやるとおりで、その順番が入れ替わつてしまつてゐるということがあります。現実そなつてゐるということです。

ただ、それは、まさにそれを糊塗するためにこれを入れておるわけではないということを御理解いただきたいんです。これはあくまで技術的な規定であって、これは単純に後でそれは調整すればできることです。法案通つた後にですね、それも事実です。

ですから、その意図としては、その前後してやつたことについていろいろあると思います、御意見あるうと思います、私も真摯に受け止めたと思いますが、逆に、技術的な規定の問題で修正をしてまた衆議院に戻すと成立が遅くなってしまいます。そこはやっぱり被災者の救済とい

う観点からも、是非その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○西田昌司君 いやいや、そんな何も被災者の救済を担保にして自分たちのまことに手続を、それをこちらに押し付けてもらつちや困るんですよ。だから、私は中身については基本的に賛成です、今、ほかの質問もしますが。しかし、だからこそ、早く成立させるためにも、皆さん方が今までやってきた手続的な問題点、これはやっぱり真摯に改めるべきだと言うんです。

今大臣のお話聞いていましたら、半分白旗を上げておられるというふうに私は理解しました。つまり、手続的にちょっとまずかったところがあつたと、一番最初の当初の予算について。そういうことを是非与党側の民主の皆さん方にも御理解いただきまして、今政府が直さんないんだつたら我々野党の方でこれは修正を出したいと思いますけれども、是非そういうことも含めて、今の答弁の中の大臣が言わんとされていたこと、手続的には白旗を上げておられるということを是非御理解をいただきたいと思います。

それで、ここから質問に入るんですね。まず、野田大臣にお聞きしたいんです。

復興税ですね、これが先ほどほかの委員からも質問ありましたけれども、復興税というのが何か実態分からいいんですけど、恐らくまだ、先ほどの答弁によりますと、政府では何もこれとしては決めていないと、ただ復興会議の中で一つの案として出てきたと、そういうことだろうと思うんです。

それで、これは、例えばマスコミなんかの調査をしますね、アンケートで。そうすると、復興税というのは意外と信任が厚いといいましょうか、賛成される方多いですね。それは当然なんですよ。それはなぜかというと、あれだけの被災を見ると、これはみんなが助け合はなきやならないと思うので、それで何か新たな税で復興財源にすべきだと、こういうふうに思われるのは、それは国民として素直な気持ちとして当然だと思うんですね。しかし、だからといって、それが本当に正しいかというのは、これは財政、経済含めてしっかりと考えなきやならないところだと思います。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

我々は、その中で赤字国債、それもばらまきと言われる四Kとかは反対ですが、大事なことは、そういう赤字国債を出していたにもかかわらず、結局、国債は建設国債、赤字国債関係なしに、要是内国債で、國の中で全部引き受けられていたと、しかもも長期的に金利が低いまま行つていまして新聞報道などで出てくるんですね。何か実態分からいいんですけど、恐らくまだ、先ほどの答弁によりますと、政府では何もこれとしては決めていないと、ただ復興会議の中で一つの案として出てきたと、そういうことだろうと思うんです。

復興税ですね、これが先ほどほかの委員からも質問ありましたけれども、復興税というのが何か実態分からいいんですけど、恐らくまだ、先ほどの答弁によりますと、政府では何もこれとしては決めていないと、ただ復興会議の中で一つの案として出てきたと、そういうことだろうと思うんです。それで、これは、例えばマスコミなんかの調査をしてますね、アンケートで。そうすると、復興税というのは意外と信任が厚いといいましょうか、賛成される方多いですね。それは当然なんですよ。それはなぜかというと、あれだけの被災を見ると、これはみんなが助け合はなきやならないと思うので、それで何か新たな税で復興財源にすべきだと、こういうふうに思われるのは、それは国民として素直な気持ちとして当然だと思うんですね。しかし、だからといって、それが本当に正しいかというのは、これは財政、経済含めてしっかりと考えなきやならないところだと思います。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

我々は、その中で赤字国債、それもばらまきと言われる四Kとかは反対ですが、大事なことは、そういう赤字国債を出していたにもかかわらず、結局、国債は建設国債、赤字国債関係なしに、要是内国債で、國の中で全部引き受けられていたと、しかもも長期的に金利が低いまま行つていまして新聞報道などで出てくるんですね。何か実態分からいいんですけど、恐らくまだ、先ほどの答弁によりますと、政府では何もこれとしては決めていないと、ただ復興会議の中で一つの案として出てきたと、そういうことだろうと思うんです。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからどんどんどんどん赤字国債を出さざるを得ない状況になつてきたんですね。

私は、先日、日銀の白川総裁にもお話をしたんです。そのときは大臣がおられなかつたんです。が、要するに、今、日本の状況はどういうことかと、そもそも今震災が大変で復興ということが、そもそもにちょっとしまって、一番これは愚の下策なんですね。そうじやなしに、元々震災前から言とを言っていますが、三月十一日以前にちょっと戻つてください。今の日本の状況というのは、要するに大変なデフレだつたんですよ。デフレで税収も落ちてくる。それは当然なんですよ。名目のGDPがどんどん落ちてくるんですから、税収も落ちてきちゃうんですね。そんな中で足らない財源を民主党党政権は、赤字国債を出さないでおこうと思つたんだ、そのため無駄をなくしていくんだと言つていてただけれども、結局デフレですからちゃんと大事なんですね。

なきやならない。それをどうするかといつたら、

一旦前のは切らなきや駄目なんです。事実上取れ

ないんですから、はつきり言いまして、これは。

例えて言えば、私が言いたいのは、バブルのと

きの話なんですよ。バブルで土地を、物すごい債

務になりましたと。それは整理しながらやってい

きました、RCCで回収したりしましたけれど

も。要は、一体今、一億借りたけれども、それは

実際問題幾らのものなんですかといえば、家の分

がもうないから本当はもう一千万ぐらいですね

と。プラスしてもうあと九千万借りて一億返済し

ましようという形ならこれ返せるわけなんですね、要は。

一旦前のをどこかで切る形なんです。

それが、言えば、債権を買取りして、RCCが例

えば買取りして、銀行からやつてきたように、分

けてあげるとこれはできるんですよ。

ところが、今までの制度だと、これはRCC

は、銀行が破綻しているんですね、不良債権をた

くさん持つちゃつたと。バブルで失敗した事業者

が多くて、その破綻した銀行を助けるというか、

その不良債権を全部吸収して、正常債権はどこか

に合併させましょうという形の処理ででき

た方策なんですね。ところが、今度は銀行には破

綻させないように皆さん方がこの金融強化法で入

れられるんですよ。それはそれでいいんです。と

ころが、強化してあげても、その一般銀行を強化

してあげても、一番困っている人にはお金行かな

いんです、これは。行くときは、全部返せとい

う話、全部正常債権だという話にならざるを得な

いんじゃないですか。そうすると、二重ローンと

いうのは、これずっと背負っていかなきゃいけな

いという話になっちゃうんです。

だから、私は、もう少し恵の使い方があるん

じゃないのと。バブルのときもやつたようなやり

方で、一旦買い取らすと。仕組みは違う仕組みつ

くらなきやいけませんが、そういう方法があるん

じやないかということを皆さん方にこれ提言して

いるんですよ。いかがでしょう。

○副大臣(櫻井充君) まず、ちょっと大きな話か

らさせていただくと、今回の被災で失ったその財産を誰がやはり負担していくのかということにならと思います。つまり、民間でなのか、それ

からそれが、今、西田さんがおっしゃるようなど

ころは公的な分野がそこを、損を見ていくのかと

いう話になる。

まず、今財務省の中で、私のところで議論させていただいていることだけ簡単に話をさせていた

だきますと、まず一義的にはやはり民間の方でど

こまで負担できるのかを検討するべきだろうと。

しかも、その中で個人の方がどれだけ負えるのか

と、これは企業も含めてです。そして、銀行がど

れだけ負えるのかということを今検討してもらつ

ています。そこで負えない分については、やはり

どうしても企業なり、それから個人が生活再建し

ていく際には公的分野で負っていかなければいけ

ないんではないだろうかと。どこまで国が関与す

べきなのかと、ということについては検討させていた

だいています。今具体的なお話がありましたが、

どういうやり方について考えていくべきなのかと

いうことについても、今、西田議員からお話が

あつたようなことも含めて実は議論はさせていた

だいております。

ですから、まだ済みませんが結論は出ておりま

せんが、生活再建のためには様々なことを国とし

てやっていかなければいけないんではないかとい

う問題意識は持っているということについては、

御理解をいただきたいと思います。

それから、住宅ローンに関してですが、幸いな

ことに三〇%程度の方々が保険に入つてくださつ

ておりますので、まずこの方々については何とか

できるんじゃないかなと。あとは、残りの資産につ

いて、これは銀行の不良債権を買い取つていくよ

うなやり方にするのか、元々国がそれを最初から

買つてしまふのかとか、これは先ほど申し上げた

ところも含めて、これから検討していきたいと

思つております。

○西田昌司君 非常に具体的、前向きに検討して

いただいているということで、是非進めていただ

きたいんです。

私はなぜこのことを言うかといいますと、今被

災地の方が一番本当に先に何も見えないんですよ。とにかくまともに生きていくこうと思ったらで

すよ。だから、借金のことを思つたら、全部捨

たら、それは生きられるんです、最後、生活保護

という制度もあるんですから。しかし、それには

度自分で再建したい、再建しようと思うと全部背

負わなければいけない仕組みなんです。

だから、それがそつじなくて、何らかの形で

できるよという、そういうやっぱりメッセージな

んですよ。一番みんなが困つているときにその一

つの光があると、それが希望になるんですよ。だ

から、今一番政治がしなくちゃならないのはそこ

なんです。制度をつくっていくというのも大事な

んですね。しかし、メッセージですから、方向性

の話ですから。だから、大臣たちにお願いしたい

のは、必ずあなた方、見殺しにしません、大丈夫

なんですよと、これをやっぱり示さなきや、言わ

なきやならないんですよ。これを是非お願ひした

い。

そして、方法はいろいろあると思うんです。今

の方法もそうだし、例えば、今回、阪神・淡路よ

りも物すごくたくさん今、あのときもたくさん

の義援金集まりましたけれども、来ていましたよ

ね。小さな災害のときは、こういう資産の損失し

ても大概義援金でいけちやうんですよね。義援金

をそれぞれ分配してあげるとそういう損失の分は

賄える、二重債務の分はですね、カバーできます

ところがあるんですねけれども、これだけ大きな震

災、被害になると、なかなか、義援金もたくさん

来ているけれども、なかなかそれがどこまでなる

のかというのがちょっと私にも見えません、それ

にまたプラス原子力災害、被害というものもあり

ますからね、よく分からぬんですけども。し

かし、少なくとも、いろんな方法を組み合わせる

ことによって、あなた方の負った損失はあなた方

一人に絶対背負わせません、生活再建のためには

あらゆる手段を使ってやりますからと。やっぱり

これは与野党を含めてみんな思っていることなん

ですから、これはやっぱりしつかりメッセージと

して言つていただきたいんですよ。

最後にもう一度、だから大臣の方から言つてくれ

ださいよ、これは。

○國務大臣(野田佳彦君) 実は、今日、閣僚懇談で、今の委員の御指摘の二重ローンの問

題、どうするかという議論しました。閣僚懇談で誰

がどう言つたかというのは言えません。だけど、

強烈に政府としてもそれについての問題意識を

持っています。やっぱり被災された皆さんが元の

事業に復するように、働けるように、生活再建で

できるように、全力で頑張つていきたいと思いま

す。

○西田昌司君 もう時間が来ちゃつたので終わり

ますけれども、こういうのは与野党関係なしに

しっかりと我々も支援していきます。ただ、そのと

きに変な政治的な間違つたやつと一緒に押し込ん

でくるとか、冒頭言いました、そういうのはやめ

ていただきたいと、このことを申し上げて、終わ

ります。

ありがとうございました。

○荒木清寛君 未曾有の被害をもたらした東日本

大震災であります。まずは、被災者の生活再建ま

た復旧を早急に進めることが重要であります

ので、今回の緊急対応としての税制改正は評価をす

るものであります。

そこで、改めて大臣に、一次補正に先駆けて本

法律案を国会に提出をした狙い、また、これは緊

急対応ですから第二弾の税制改正が出るわけであ

りますが、いつごろのタイミングで、そしてかな

り大きな支援策として第二弾の税制改正が出てく

ると考えてよいのか、お尋ねします。

○國務大臣(野田佳彦君) 今般の東日本大震災に

対する税制上の対応、これはまず取りあえず緊急

的にできることということで第一弾の措置をとら

させていただきました。

現行税制を適用した場合の負担を軽減する等の措置というのが今回の全体的な内容でございますけれども、今般の措置は、阪神・淡路大震災における対応に加えて、今般の震災の状況に鑑みて、被災地域において重要な交通手段、生活手段である自動車や船の被害が大きいことを踏まえ、これらの買換えや再建造に係る自動車重量税や登録免許税の免税措置をとりました。ということは、阪神・淡路大震災のときの最初の対応よりもむしろ拡充をする内容が中心であります。

復旧復興に掛かる期間の長さを考慮し、被災事

業用資産の損失による純損失の繰越可能期間や雑損控除の繰越可能期間を現行三年から五年に延長する措置など、あるいはボランティアが重要な活動をしていただけるよう震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充措置など、思い切った特別措置を入れています。

これから、引き続き復興に向けて、もういろいろな予算措置、そして金融措置ありますが、税制措置も必要だと思いますので、いろいろな各党からの御提言もちようだいをしながらまとめていきたいというふうに思います。

○荒木清寛君 次に、法人税を中心として被災中小企業への税制優遇措置の拡充の必要性についてお尋ねをいたします。

今回の法案の中には、被災代替資産等の特別償却制度等、中小企業への配慮は見られますけれども、しかしこの度の被害の規模からするとまだ力不足と言わざるを得ません。そこで、今後、特に中小企業優遇税制について第二弾、第三弾ということでどういう税制上の対策を考えていくのか、お尋ねいたします。

例えば、フランスのように、法人税につきまして、欠損金の繰戻し還付の期間が三年、また欠損金の繰越控除の期間が無制限であるという、こういう制度も十分に参考にしまして支援措置の拡大をすべきであると考えますが、いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 荒木委員御指摘のとお

り、この第一弾では、中小企業に限定した特例措置としては被災代替資産等の特別償却について高い償却率を設ける、こういうことをやつたりとかしております。

引き続き、今の御提言なども踏まえまして、税制の第二弾、その策定に臨んでいきたいと思いますけれども、これ、やっぱり中小企業対策、税制もあります。税制については引き続きまたいろいろ御提言いただきたいと思いますが、予算措置もきちっとやつてあることは、あるいは政策金融においても対応していることは是非御理解いただきたいと思います。

今回は、間もなく提出する補正予算において、災害関係保証やセーフティーネット保証といった一〇〇%保証の充実、日本政策金融公庫等による無利子化も含めた低利融資の充実など、被災中小企業に対する資金繰り支援などを行いますし、被災企業の社会保険料についてお尋ねいたしました。

税制のみならず、総合的に中小企業の支援はこれからもやつていただきたいというふうに思います。

○荒木清寛君 次に、被災地の医療機関等への税制支援の必要性についてお尋ねいたします。

被災地では、生活インフラの崩壊とともに、医療、介護等の施設も相当大きな被害を受けております。今後の被災者の生活再建を考えますと、住民の健康やお年寄りの介護等の医療、福祉の分野で早急にこのインフラを再建する必要がございます。

そこで、一次補正予算を含めまして、被災した

医療、介護、障害者の施設等に対する政府の税制のみならず財政上の支援策についてどういう対策を講じているのか、あるいはまた今後どういうことを検討しておられるのか、お尋ねいたします。

○副大臣(櫻井充君) 医療の方のことなので私の方からも答えていただきたいと思うんですね。が、今回、公的病院やそれから精神科の病院に関しては、まだ大変な状況であります。今後どういうことを講じておられるのか、あるいはまた今後どういうことを検討しておられるのか、お尋ねいたします。

例えば、フランスのように、法人税につきまして、欠損金の繰戻し還付の期間が三年、また欠損金の繰越控除の期間が無制限であるという、こういう制度も十分に参考にしまして支援措置の拡大をすべきであると考えますが、いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) 荒木委員御指摘のとお

り、この第一弾では、中小企業に限定した特例措置としては被災代替資産等の特別償却について高い償却率を設ける、こういうことをやつたりとかしております。

引き続き、今の御提言なども踏まえまして、税制の第二弾、その策定に臨んでいきたいと思いますけれども、これ、やっぱり中小企業対策、税制もあります。税制については引き続きまたいろいろ御提言いただきたいと思いますが、予算措置もきちっとやつてあることは、あるいは政策金融においても対応していることは是非御理解いただきたいと思います。

今回は、間もなく提出する補正予算において、災害関係保証やセーフティーネット保証といった一〇〇%保証の充実、日本政策金融公庫等による無利子化も含めた低利融資の充実など、被災中小企業に対する資金繰り支援などを行いますし、被災企業の社会保険料についてお尋ねいたしました。

税制のみならず、総合的に中小企業の支援はこれからもやつていただきたいというふうに思います。

○荒木清寛君 次に、被災地の医療機関等への税制支援の必要性についてお尋ねいたしました。

被災地では、生活インフラの崩壊とともに、医療、介護等の施設も相当大きな被害を受けております。今後の被災者の生活再建を考えますと、住民の健康やお年寄りの介護等の医療、福祉の分野で早急にこのインフラを再建する必要がございます。

そこで、一次補正予算を含めまして、被災した

医療、介護、障害者の施設等に対する政府の税制のみならず財政上の支援策についてどういう対策を講じているのか、あるいはまた今後どういうことを検討しておられるのか、お尋ねいたします。

○副大臣(櫻井充君) 医療の方のことなので私の方からも答えていただきたいと思うんですね。が、今回、公的病院やそれから精神科の病院に関しては、まだ大変な状況であります。今後どういうことを講じておられるのか、あるいはまた今後どういうことを検討しておられるのか、お尋ねいたします。

件でございますが、これは公明党も凍結ではなくて廃止すべきである、このように強く申し上げます。いわゆるこのトリガー条項というのは、総選挙における国民との契約とまで言い切ったマニフェストを守れずに、ガソリン税の旧暫定税率を廃止できず、維持する代わりの措置として創設されたものということです。それで、しかし実際にこのトリガー条項が発動されそうになつた途端に凍結をするという事態になつたわけでありまして、まさに迷走というか、この制度がおかしいということをもう証明しているわけですね。廃止をすくい止めまして、もうこれは凍結ではなくて廃止をすべきである、このように考えますが、財務大臣いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) このトリガー条項は、平成二十年度の上半期における石油高騰、こういう異常な高騰時に対応するために揮発油税等のトリガーランニングコストを創設させていただきました。これは、発動される寸前になつてからやめるという考え方ではありません。基本的には、震災の前と後では政策の優先順位を変えるを得ないというのが判断でございまして、これはマニフェストの破綻ではなくて、三月十一日から状況が変わつたことに対する現実対応であります。すなわち、リガーランニングコストを創設させていただきました。

これは、発動される寸前になつてからやめるという考え方ではありません。基本的には、震災の前と後では政策の優先順位を変えるを得ないというが、これが判断でございまして、これはマニフェストの破綻ではなくて、三月十一日から状況が変わつたことに対する現実対応であります。すなわち、リガーランニングコストを創設させていただきました。

それから、これは復興した後の病院のことについてでございますが、一方で、開業されている先生方の医院がこれも流されてしまつて診療が今までなくなつてゐるという現状がござりますので、取りあえずのところは仮設の診療所をつて診療が継続できるようにも考えておりますし、それから今後ですね、今後、医療モールのようなものを造るような形にして、その開業されている先生方も将来にわたつて継続的に診療ができるようになります。今検討させていただいているところでございます。

○荒木清寛君 是非きめ細かい対策をお願いいたしました。今後、医療モールのようなものをつて一時凍結という判断をさせていただいた次第であります。

○荒木清寛君 そもそも、ガソリンの高騰ということは、需給関係が逼迫をして将来不足を生じるであろうという予測が成立するから上がるわけですね。そういうときにはやはりこの需要を抑えなきやいけないわけとして、そのときに、この税率を下げるに需要を刺激するような考え方といふのはやつぱりおかしいんじゃないですか。そ

次に、揮発油税等のトリガーランニングコストをつけての補助率のかさ上げを行つてくるとか、それから介護施設などについての補助率のかさ上げを

されるわけですけれども、この二つを併せていう
という理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 復興構想会議が青写真
をまとめられるのは六月末といふに聞いてい
ますので、その青写真を実現をするためにどうい
う財源という議論も当然基本方針の中で現れてく
るだらうと思います。

それから、委員御指摘のとおり、社会保障と税
の一体改革についてもスケジュールどおり成案を
得るということを総理が方針として示されました
ので、税と社会保障の一体改革の成案、これも六
月末までには出てくるということです。

もう一つは、私の方の担当になると思ひます
が、財政運営戦略、向こう十年間、財政健全化の
道筋を定めておきます。そのうち、向こう二年間
の中期財政フレームについては、ローリングをし
ながら所期の目的を実現できるように工夫をする
ことになつてますが、これも時期としては年央
なんですね。年央ということはやつぱり六月なん
で、これらの様々な取組というのが整合的になら
なければ基本的にはいけないだらうといふに
思つてゐます。

○中西健治君 整合性を取るということは大変大
事なことだと思いますが、今のお話でいきます
と、この税と社会保障の一体改革の成案を取りま
とめるに当たつては、復興構想会議などが財源に
ついてどうするかというようなことは反映されて
こないだらうと、今のスケジュール感だと反映さ
れづらいと思いますが、そういう理解でよろしい
でしようか。

〔理事大久保勉君退席、委員長着席〕

○国務大臣(野田佳彦君) 復興構想会議が何を決
めるかまではちよとまだ、重要な議論が行われ
ているので、財源まで具体的に入れるのかどうか、
基本方針に入れるのかどうか、これは分かりませ
んが、いずれにしても、その復興の財源も、ある
いは税と社会保障で何か成案を得たときには、
税としてはどうするかという議論あるいは財政
運営戦略に絡んでの中長期財政フレーム、こ

れは最終的には税にかかる部分は政府税調で決
めることになりますので、様々な機関で議論があ
りますけれども、税としての対応は政府税調で取
りますので、その青写真を実現をするためにどうい
う財源という議論も当然基本方針の中で現れてく
るだらうと思います。

についての発言というのも相次いでいるわけです
けれども、財務大臣はこうした状況についてどの
ようにお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(野田佳彦君) どうしても、阪神・淡
路大震災に比べて第一次補正でも、比べれば第一
次分だけでも四倍ですから相当に復興に向けての
財源も必要だらうという皆さん御認識を持つて
いる上で、青写真よりも先行して若干財源が進んで
いる部分はあると思います。でも、やつぱり基本
論、そのプロセスをたどつていかなけばいけな
いと思いますが、私の立場ではまだ確定的なこと
は申し上げられませんとすつと申し上げています。
○中西健治君 よく分かるんですが、しかしながら
ても歳入歳出両面からのやつぱり改革、財源づく
りが必要だらうというふうに思います。

○中西健治君 よく分かるんですが、しかしながら
、政府内から所得税の増税だというような声が
上がつてはいるということについてはどう考えられ
ますか。

○国務大臣(野田佳彦君) 消費税も所得税も、い
ろいろ出でています。ただ、これは最終的に、さつ
き申し上げたとおり、基本的には政府税調で決め
る話でございますので、まだ、それぞれ個々の發
言がありますけれども、それをもつて確定的、固
定的に政府が考へているわけではないということ
は重ねて申し上げたいと思います。

○中西健治君 確定的なことは今の時点ではおつ
しやれないということだと思いますけれども、今
後、国債を発行するのか、それとも税制改革な
かということについて判断をしていかなきやいけ
ないということになるわけですが、今考え
る判断のポイントというのはどういうところにあ
る

めることになりますので、様々な機関で議論があ
りますけれども、税としての対応は政府税調で取
りますので、その青写真を実現をさせていただき
ます。

基本姿勢は、復興のときも同じであつて、やつ
ぱり既存の歳出の見直しであるとか、あるいは、
よく御党からも御指摘いただきますけれども、で
きるものとできないものがありますが、一般会
計、特別会計総ざらいしながら見直していくと

か、そういうことを前提としながらも、その上で
やつぱり、いや、どうしても足りない分はどうな
るかというときには国債発行せざるを得ない。
じゃ、国債の発行の仕方はどうするか、あるいは、
どうすると、そういう議論、そういう順番で物
事を整理していかなければいけないんだろうと思
います。

○中西健治君 その国債の発行にもかかるところ
なんですかとも、今回、一次補正予算案の財
源として年金国庫負担の引下げで二・五兆円程度
を捻出するとしていますけれども、これは積立金
を一時的に取り崩して資金を借りてくるという性
質のものかなというふうに思います。これは埋蔵
金、剩余金というものは全く別なんではないか
というふうに考えておりますが、これは実体とし
てはつなぎ公債を短期で発行していることと何ら
変わらないではないかというふうに私は考えます
が、そのところについてはいかがでしようか。

○国務大臣(野田佳彦君) 年金国庫負担の臨時財
源ですね、鉄運機構から国庫に納付してもらつた
一・二兆円含めて二・五兆円の臨時財源を年金で
はなくて今は震災対応に使わせていただくとい
うことさせていただしたことになります。

それは、元々、年金国庫負担については臨時財
源では駄目だと、恒久財源にすべきだという御意
見もございました。そういうことも踏まえまし
て、税制抜本改革で確保される財源を活用して年
金財政に繰り入れることによつて今後の社会保障

るでしょうか。

○国務大臣(野田佳彦君) 極力、今回の第一次補
正予算も、極力というか追加的に国債発行をしな
いで約四兆円規模のものを編成をさせていただき
ました。

○中西健治君 とはいっても、年金財政に後でお返し
をしようという気持ちは持つていらっしゃるとい
うことだらうと思います。そういうふうに報道も
されておりますので。やはり、公債を発行してお
金を返すと、借金をして返すとまるつきり変わ
らないと私は思うわけでございますが、今回、も
うちょっと時間も来てしまいましたので、私の意
見だけ申し上げて、質問の方はこれで終わらせて
いただきます。

○大門実紀史君 大門でございます。
ちょっと通告はしておりませんけれども、先ほ
ど佐藤ゆかりさんの質疑の中で野田大臣の答弁が
おかしいなと思いましたので一言言いたくなりま
したけれども、佐藤ゆかりさん、大変重要な指摘
戻しというのがありますけれども、これ認めるべ
きだと大変重要な指摘をされました。そのときに
大臣が、青色申告は記帳しているから認めるけれ
ども、白色は記帳していないで認められないと
いうような趣旨を言われました。

○国務大臣(野田佳彦君) あの大津波は、別に青色、白色区別して襲つた
わけでも何もありません。申告制度そのものか
ら物を見るんじやなくて、今の制度からじやなく
て、やつぱり被災者、人間から物を見るべきなん
ですね。人間に合わなければ制度を特例で変え
なきやいけないんですよ。そのための今回提案さ
れているのは当たり前みたいなことばかりで何も
踏み込んだことがなくて、こんなものでいいのか
と。賛成はしますけれども、もう本当に最初の
取つかりだと思いますが、まさにやらなきやい
けないのは、佐藤さん指摘されたし、私も思いま
すけれども、踏み込んだ措置をやらなきやいけな

いんすよね。

それを、青色申告、白色申告、記帳している、していないとか、そんなレベルの答弁がこのときに出るのかと。さつき野田さんは答弁書をお読みになつていましたけれども、あんな答弁書を書いた役人の顔が見たいと。いるんですか、そこに。本当に恥ずかしくないのかと、こんなときにそんな答弁書しか書かないということ自体を。

そもそも、私、この白色申告問題を取り上げてきましたけれども、記帳している、していないなんて細かいことを言うんだたら、八四年から白色申告者も記帳義務になつていてるわけです。記帳しています、みんな。帳面付けています。損失額ぐらい分かりますよ。記帳していなかからならないから認められないなんて、そんなことを言つている段階なのかと。

とにかく、お店や家を失った人に白も青も違ひはありませんから、もうそんなレベルの低いことを言つていいで、これはもう早く特例措置で、純損失の繰越しと繰戻しに関しては申告形態にかわらず措置するとお出しになるべきじゃないですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(野田佳彦君) さつきの答弁の中で完全に白と青を分けているかのような印象が与えたとすれば、ちょっと私の答弁が至らなかつたといふことであります。白色申告者であつても被災事業用資産に係る損失とか変動所得に係る損失については繰越期間の延長は可能でございますし、白色申告者であつても、平成二十二年分の確定申告期限までに青色承認申請書を税務署長に提出すれば平成二十三年分の所得税について青色申告の承認を受けることができる等々、同様の改善といふのはしてきておりますので、完全に白と青を分けているわけではないです。

その上で、今委員の御指摘のように、人間から見ると、いう御指摘よく分かりますので、もつと可能なところは検討させていきたいというふうに思っています。

○大門実紀史君 また後ろからペーパーが来てつ

まらないことを読まないで、関係ないんです、そなことは。青にしたらどうかとか、そんなことを言つている場合じゃないんですよ。後ろからそんなんつまらないのを出すからおかしな議論になるんですよ。政治家が判断すればいいんです、こんなことは。

今のペーパーによると、ペーパーの範囲だと、やっぱり今の制度を前提にしているんです。青と白との区別を前提にした話なんですよ、今来たのも、今だつて事業用資産の災害による損失は白でも繰越控除ができるんですけども、繰戻しができないとか、まだ違いがあるんです。そんなのを取つ払つてくださいと言つているんです、この場合は。

ということなので、引き続きやりますけれども、こんなさつきも言つたレベルでは、そういう考え方、もうちょっと財務省の役人ね、いい人もいますけれども、ちょっと本当に考え直した方がいいです、税の部分は。是非、至急、特例措置を考えもらいたいというふうに思います。

本題の方に入りますが、資料をお配りいたしましたけれども、今日もありました二重ローンの解決は、以前から指摘しているように、やっぱり新たなスキームが、どうしても新たな枠組みが必要だというふうに思いますけれども、これは何か闇懇でも議論が始まつたということなので、是非踏み出してほしいと思います。

当面のそういう二重ローンを抱えるであろう方々の融資の問題で、前回の委員会でも取り上げましたけれども、資料をお配りいたしました。原発被害中小企業への支援ということでは、無利子、無担保、貸付期間最大二十年という今考え得る一番いい制度が提案されることになりましたし、二枚目の資料の震災復興特別貸付、これもこの前無利子にすべきだということを申し上げたやつぱり最大二十年というのをやっぱり最大二十年という考え方には非変えてほしい。いろいろあるわけですね。全壊もあれば半壊もあれば床上浸水もあると、いろんな被害の状況があります。全壊の場合を想定して、この原発と同じように、営業手段を失つた点では同じでございますので、同じようにやっぱり最大二十年という考え方には変えたいと思います。が、まず長官、いかがですか。

○政府参考人(高原一郎君) 津波で資産の大宗を

りいは財務省の役人の方は大変非常に頑張つておりますから、この点は本当に評価をしておりますので、是非大臣からも、長官からも、頑張つていれば補正予算に盛り込ませていただいておりますけれども、御指摘を踏まえまして、融資期間につきましても、例えば特に設備資金などのようなものにつきましては長期の資金が必要であると考えておりますが、

その中で、時間の関係でもう絞つて申し上げますけれども、二枚目の方なんですが、一枚目で申し上げたように、最大、この原発の方ですね、原発の方の被災中小企業に対しては貸付期間最大二十年というふうに踏み出されました。ところが、その公庫の方、公庫、商工中金の全被災地にかかる復興特別貸付の方でそれとも、先ほど評価したように、無利子の方向というのは評価しておられます、貸付期間十年は、前回この委員会で指摘したんですけども、ダブルローンの場合は十年では返せないと。ですから、二十年とか延ばす必要があるということを申し上げたんですが、今の段階ではここはやっぱりまだ十年のままというふうにお聞きをいたしました。

原発の方の一枚目の方はどういう考え方で二十年ということにしているかというと、つまり原発の避難で移転を余儀なくされる中小企業、つまり営業手段を事実上失つた中小企業だから二十年、最大二十年という考え方方に踏み出されたんだと思いまます。これは、原発で避難と、津波でお店や事業所がなくなつてしまつた方も、同じように営業手段を失つたという点では同じでございますのと、実際にこの制度、せつかくの制度が使われないと私は思いますので、最大二十年というこのことを是非検討してほしいと思いますが、大臣からもお考えを。

○国務大臣(野田佳彦君) 委員御指摘のとおり、現行貸付期間十年でありますけれども、今、中小企業庁長官がお話をされたように、今回の補正予算で取り入れる新たな貸付制度の創設においては、その中で、貸付期間については最大二十年に延長する方向で検討を行つております、関係省庁と連携してしっかりと実現をしていきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○委員長(藤田幸久君) この際、委員の異動につ

れはもう委員の御指摘のとおりでございます。今般創設いたします東日本大震災復興特別貸付、これが補正予算に盛り込まれていただいておりますけれども、御指摘を踏まえまして、融資期間につきましても、例えば特に設備資金などのようなものにつきましては長期の資金が必要であると考えておりますが、

そこで、時間の関係でもう絞つて申し上げますけれども、二枚目の方なんですが、一枚目で申し上げたように、最大、この原発の方ですね、原発の方の被災中小企業に対しては貸付期間最大二十年というふうに踏み込んで頑張つてもらいたいと思います。更に踏み込んで頑張つてもらいたいと思いますが、

その中で、時間の関係でもう絞つて申し上げますけれども、二枚目の方なんですが、一枚目で申し上げたように、最大、この原発の方ですね、原

て行動を取つていただきたいと思つております。
もし何か御意見がありましたら、どうぞ、時間
が来ておりますので。

○委員長(藤田幸久君) では、簡潔にお願いいた
します。

○国務大臣(野田佳彦君) 委員のアドバイスのよ
うに、しつかり分かりやすく周知徹底をするよう
に努めていきたいと思います。
ありがとうございました。

○委員長(藤田幸久君) 他に御発言もないようで
すから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について佐藤ゆかりさんから発言を
求められておりますので、この際、これを許しま
す。佐藤ゆかりさん。

○佐藤ゆかり君 私は、自由民主党を代表して、
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨
時特例に関する法律案に対し、修正の動議を提出
いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文
のとおりでございます。

まず、提案の趣旨について御説明いたします。
今回の法律案には現在、衆議院の財務金融委員
会で審議中の所得税法等の一部を改正する法律案
の改正規定が含まれております。しかしながら所
得税法等の一部を改正する法律案の内容をめぐつ
ては各党において様々な議論があり、その成立を
前提とした改正規定は極めて問題であります。

以下、修正案の概要を申し上げます。
修正案の概要は、所得税法等の一部を改正する
法律に関する附則第一条ただし書の規定及び附則
第十二条の規定を削るものであります。

以上、修正案の提案の趣旨及びその概要を御説
明いたしました。
何とぞ、委員各位の御賛同をいただきますよう
お願い申上げます。

○委員長(藤田幸久君) これより原案及び修正案
について討論に入ります。——別に御意見もな
いようですから、これより直ちに東日本大震災の被
災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律案について採決に入ります。

まず、佐藤ゆかりさん提出の修正案の採決を行
います。
本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 少数と認めます。よつて、
佐藤ゆかりさん提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田幸久君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決
すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ
を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議
ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田幸久君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(藤田幸久君) 次に、株式会社国際協力
銀行法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野田財務
大臣。

○国務大臣(野田佳彦君) ただいま議題となりま
した株式会社国際協力銀行法案につきまして、提
案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
我が国の更なる経済成長を実現するためには、
官民が一体となって我が国産業の国際競争力を強
化し、海外の膨大なインフラ需要等を取り込むこ
とが重要であります。本法律案は、経済界等から
の要望も踏まえ、国際協力銀行について、必要な
機能強化を行うとともに、その実を上げるため、
日本政策金融公庫から分離し、株式会社国際協力
銀行として設立するものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。
第一に、株式会社国際協力銀行の目的につきま
して、一般の金融機関が行う金融を補完すること
を目的とする法律案の一部を次のよう修正
して、

を旨としつつ、重要資源の開発及び取得の促進、
我が国産業の国際競争力の維持及び向上、地球環
境保全事業の促進並びに国際金融秩序の混乱への
対処を行うこととしております。

第二に、業務につきましては、民業補完原則を
堅持しつつ、我が国企業の海外展開をより積極的
に支援するため、先進国向け輸出金融、短期つな
ぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等
の供与などを内容とする機能強化を行うこととし
ております。

第三に、こうした機能強化の効果を最大限に発
揮させるためには、業務の機動性、専門性等を強
化するとともに、財務の独立性、明確性の確保に
より資金調達の安定性を向上させる必要があり、
このため、国際協力銀行を日本政策金融公庫から
分離することとし、必要な経過措置等を規定して
おります。

第四に、業務の適切な実施を図るため、株式会
社国際協力銀行の発行済株式の総数を政府が常
時保有することとするほか、財務及び会計、監
督等につきまして所要の規定を整備しております。

第五章 総則(第一条—第五条)

第六章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

第一章 総則

第二章 役員及び職員(第六条—第十一条)

第三章 業務(第十一条—第十四条)

第四章 財務及び会計(第十五条—第三十七条)

第五章 雜則(第三十八条—第四十三条)

第六章 罰則(第四十四条—第四十七条)

附則

務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外國法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行つた場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他他の方法により取得すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金資金需要の期間が一年を超えるものをいう。以下同じ。若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他他の方法により取得すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合には、国際通貨基金等(国際通貨基金その他)の国際機関又は当該外国以外の二以上の国 政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対し、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金(資金需要の期間が一年以下のものをいう。以下同じ。)を貸し付けること。

六 海外で事業を行う者専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に對し出資するものを含む。)に對して当該事業に必要な資金を出資すること。

七 前各号に掲げる業務に關連して必要な調査を行ふこと。

八 会社の行う業務の利用者に對して、その業務に關連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従つて必要な対抗措置を講ずるとき。

二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うもの(以下「開拓等」という。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものには、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

三 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の人等に対する資金に係るものは、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となつた場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めたときに限り、行うことができる。

四 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にとって重要な資源の海外における開拓及び取得の促進のための施策の推進を図るために特に必要な資源の海外における開拓等として政令で定める場合

五 前条第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開拓及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

六 前条第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開拓及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

七 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に對する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるとき限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

八 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に對する貸付けは、国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなつてゐる場合

九 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るもの)を除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る債務の保証権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)

二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合

三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その

八 会社の行う業務の利用者に對して、その業務に關連する情報の提供を行うこと。

九 前各号に掲げる業務(第七号に掲げる業務を除く。)に附帯する業務を行うこと。

第十二条 前条第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)以外の地域を仕向地とする輸出等に係るものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該地域を仕向地とする輸出を行う外国政府等によって、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従つて必要な対抗措置を講ずるとき。

二 我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要な資源の海外における開拓及び取得の促進のために行うもの(以下「開拓等」という。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものには、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

三 前条第一号に掲げる業務のうち、我が国の人等に対する資金に係るものは、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出が著しく困難となつた場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めたときに限り、行うことができる。

四 前条第二号に掲げる業務のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

五 前条第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開拓及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

六 前条第三号に掲げる業務(我が国にとつて重要な資源の海外における開拓及び取得の促進のために行うものを除く。)のうち、我が国にに対する貸付けであつて、中小企業者等(中小企業者又は中堅企業として財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)以外のものに対するものは、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

七 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に對する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるとき限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

八 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に對する貸付けは、国際通貨基金等(会社を除く。)による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなつてゐる場合

九 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の人等以外の者の債務に係る債務の保証等(公社債等に係るもの)を除く。)は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が債務の保証等を行うとき(当該貸付けに係る債務の保証権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。)

することができる。

2 第十六条(第一項を除く。)及び前二条の規定

は、前項の規定による補正予算について準用す

る。この場合において、この項において準用す

る第十六条第四項の規定により国会に提出する

補正予算には、前項に規定する書類を添付しな

ければならない。

(暫定予算)

第二十二条 会社は、必要に応じて、一事業年度

のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、こ

れに当該期間の事業計画及び資金計画その他当

該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添

付して、財務大臣に提出することができる。

2 第十六条(第一項を除く。)、第十九条及び第

二十条の規定は、前項の規定による暫定予算に

ついて準用する。この場合において、この項に

おいて準用する第十六条第四項の規定により国

会に提出する暫定予算には、前項に規定する書

類を添付しなければならない。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立した

ときは失効するものとし、暫定予算に基づく支

出があるときは、これを当該事業年度の予算に

基づいてしたものとみなす。

(予算の目的外使用的の禁止)

第二十三条 会社は、支出予算については、当該

予算に定める目的のほかに使用してはならな

い。

(流用)

第二十四条 会社は、予算で指定する経費の金額

については、財務大臣の承認を受けなければ、

流用することができない。

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ち

にその旨を会計検査院に通知しなければなら

(予備費の使用)

第二十五条 会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けた

ときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならぬ。

(財務諸表の提出)

第二十六条 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その

事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録

(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書

(これらの書類に記載すべき事項を記録した電

磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人

知覚によつては認識することができない方式で

作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものとして財務大臣が定め

るもの)をいう。以下同じ。)を含む。)を財務大臣

に提出しなければならない。

(決算報告書の作成及び提出)

第二十七条 会社は、前項第二項の規定による貸

借対照表等の提出をした後、毎事業年度の決算

報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記

録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成

し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委

員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表

等を添付して、遅滞なく財務大臣に提出しなけ

ればならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の

提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表

等を添付して、内閣に送付しなければならな

い。

3 会社は、第一項の規定による提出を行つたと

きは、遅滞なく、決算報告書及び監査役又は監

査委員会の意見を記載した書面を、本店及び支

店に備えて置き、財務省令で定める期間、一般

の閲覧に供しなければならない。

4 決算報告書の形式及び内容については、財務

大臣が定める。

(決算報告書の会計検査院への送付)

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会

社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一

項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一

月三十日までに、会計検査院に送付しなければ

ならない。

(決算報告書の国会への提出)

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会

社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照

表等を添付して、國の歳入歳出決算とともに國

会に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第三十条 会社の毎事業年度の支出予算は、翌年

度において使用することができない。ただし、

年度内に会社の支払の原因となる他の

行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を

終わらなかつた支出金に係る支出予算は、翌年

度に繰り越して使用することができる。

2 会社は、前項ただし書の規定による繰越しを

しようとするときは、事項ごとにその事由及び

金額を明らかにした繰越し計算書を作成し、これ

を財務大臣に送付し、その承認を受けなければ

ならない。

3 前項の規定による承認があつたときは、その

承認に係る繰越し計算書に掲げる経費について

は、第二十条第一項の規定による予算の通知が

あつたものとみなす。

(国庫納付金)

第三十一条 会社は、毎事業年度の決算において

計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該

剰余金のうち政令で定める基準により計算した

額を準備金として政令で定める額となるまで積

み立て、なお残余があるときは、その残余の額

を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付し

なければならない。

2 会社は、毎事業年度の決算において計上した

剰余金の額が零を下回るときは、前項の準備金

を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整

理しなければならない。

を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処

分を行つてはならない。

(政府の貸付け)

第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付け

をすることができる。

(借入金及び社債)

第三十三条 会社がその業務を行うために必要な

資金の財源に充てるために行う資金の借入れ

は、銀行その他の金融機関から行う短期借入金

の借入れ又は前条の規定による政府の資金の貸

付けに係る借入れに限るものとする。

2 前項に規定する短期借入金については、借入

金額の貸付けに係る借入金及び償還金の貸付

け金額の貸付けに係る借入金及び償還金の貸付

け金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これを

借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金

は、一年以内に償還しなければならない。

4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところに

金額に限り、財務大臣の認可を受けて、これを

借り換えることができる。

5 会社は、前項に規定する社債を発行したとき

は、政令で定めるところにより、遅滞なく、そ

の旨を財務大臣に届け出なければならない。た

だし、会社が、社債券を失つた者に交付するた

めに政令で定めるところにより社債券を発行

し、当該社債券の発行により新たに債務を負担

することとなる場合は、この限りでない。

6 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金

の貸付けに係る借入金の現在額並びに第四項に

規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計

額は、会社の資本金及び準備金の額の合計額

(以下この条において「基準額」という。)の十倍

に相当する額(以下この条において「限度額」と

いう。)を超えることとなつてはならない。

し、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行ひ、又は第十二条の規定に違反して第十一条に規定する業務を行つたとき。

四 第三十三条第六項の規定に違反して資金の借り入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第八項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

五 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十八条第一項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

第四十七条 第五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(設立委員)

第二条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。

(定款)

第三条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 この場合において、第三号に掲げる事項は、附則第四十七条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「新駐留軍再編特別措置法」という。)第十八条の二に定める

経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(株式の引受け)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(政府への無償譲渡)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(公庫への無償譲渡)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(公庫の適用除外)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(公庫の適用除外)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。)

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
(公庫の適用除外)

(権利及び義務の承継等)

第十二条 会社の成立の時に於て現に公庫が有する権利及び義務のうち、旧国際協力銀行業務等に係るものは、第六項の規定により國が承継する。

2 前項の承継計画書は、公庫が、政令で定める基準に従つて作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

3 公庫は、第一項の規定により会社が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金の額の合計額により資本金を、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する準備金の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する準備金の額の合計額により準備金を、それぞれ減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

5 第三項の規定による資本金の額の減少による変更の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七十条の規定は、適用しない。

6 会社の成立の際現に公庫が有する権利(旧国際協力銀行業務等に係るものに限る。)のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時において國が承継する。

7 前項の規定により國が承継する資産の範囲その他該資産の國への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

8 公庫の平成二十三年四月一日に始まる事業年度に係る旧公庫法第四十七条の規定による剩余金の処分及び国庫への納付(旧公庫法第四十一

2	前項の場合において、それぞれの勘定に属す るものとする。	（次項において「承継財産」という。）の価額は、 評価委員が評価した価額とする。	第十三条 会社が公庫から承継する資産及び負債 (承継される財産の価額)
		3 前二項の場合において、会社の設立時の剩余 金の額は会社の全ての勘定に属する剩余金の額 の合計額とし、会社の設立時の利益準備金の額 は会社の全ての勘定に属する利益準備金の額の 合計額とする。	

2	（権利及び義務の承継に伴う経過措置）	第十六条 附則第十二条第一項の規定により会社 が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務に ついて政府がした当該各号に定める保証契約 は、その承継後においても、当該債券に係る債 務について従前の条件により存続するものと しては、なお従前の例による。	3 第十六条 附則第十二条第一項の規定により会社 が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務に ついて政府がした当該各号に定める保証契約 は、その承継後においても、当該債券に係る債 務について従前の条件により存続するものと しては、なお従前の例による。
		一 旧公庫法第四十九条及び第五十条の規定に より発行された社債 会社及び公庫	一 旧公庫法第五十条第二項の社債 旧公庫法

2	（非課税）	第三十五条又は外資受入法第二条の規定によ る保証契約	二 第十二条第三号に掲げる業務のうち、第十 二条第四項の規定による短期資金の貸付け 三 第十一条第三号に掲げる業務のうち、我が 国の法人等に対する貸付けであつて、中小企 業者等以外のものに対するもの（第十二条第 六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当す るときに限る。）
		一 旧公庫法附則第三十七条第二項の規定によ り読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第 六号に掲げる業務に係る資産及び負債 新駐 留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲 げる業務に係る勘定	一 旧公庫法附則第三十七条第二項の規定によ り読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第 六号に掲げる業務に係る資産及び負債 新駐 留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲 げる業務に係る勘定

2	（公庫の業務の特例）	第十八条 附則第十二条第一項の規定により会社 が権利の承継を行う場合における当該承継に伴 う登記又は登録については、会社の成立の時か ら一年以内に登記又は登録を受けるものに限 り、登録免許税を課さない。	第二十条 会社は、第十二条に規定する業務のほ か、附則第四十六条の規定の施行前に公庫が 行つた旧国際協力銀行業務等に係る債権の管理 及び回収の業務に係る債権につき、その回収が 終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を 行う業務（第十二条の業務に該当するものを除 き、当該管理及び回収を行う業務に附帯する業 務を含む。）を行うことができる。
		二 旧公庫法附則第三項及び第四十六条第三 号並びに新駐留軍再編特別措置法第十八条の二 の規定の適用については、第四十三条第一項及 び第三項中「第十二条」とあるのは「第十二条又 は附則第二十条第一項」と、第四十六条第三号 中「第十二条に規定する業務以外」とあるのは 「第十二条及び附則第二十条第一項に規定する 業務以外」と、新駐留軍再編特別措置法第十八 条の二第一号中「業務」とあるのは「業務及び同 法附則第二十条第一項に規定する管理及び回収 を行う業務」とする。	二 第十二条第三号に掲げる業務のうち、第十 二条第四項の規定による短期資金の貸付け 三 第十一条第三号に掲げる業務のうち、我が 国の法人等に対する貸付けであつて、中小企 業者等以外のものに対するもの（第十二条第 六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当す るときに限る。）

2	（政令への委任）	第二十一条 附則第二条から前条までに定めるも ののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政 令で定める。	二 第十二条第三号に掲げる業務のうち、第十 二条第四項の規定による短期資金の貸付け 三 第十一条第三号に掲げる業務のうち、我が 国の法人等に対する貸付けであつて、中小企 業者等以外のものに対するもの（第十二条第 六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当す るときに限る。）
		一 第十二条第一号に掲げる業務のうち、債務 債とみなし、第三十四条の規定を適用する。	一 第十二条第一号に掲げる業務のうち、債務 債とみなし、第三十四条の規定を適用する。

第二十二条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行
法(平成二十三年法律第 二号)	法(平成二十三年法律第 二号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二一条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 株式会社国際協力銀行

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十二条 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように加える。

第三十三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

第三十四条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(昭和元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十六条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」び第二号に改める。

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

一項第五号」とを削る。
(行政事件訴訟法の一部改正)

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表冲縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

第二百七十三条 行政事件訴訟法(昭和四十年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三百五十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

第三百三十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三の一の二の項中「昭和四十年法律第三百三十九号」を削り、同項を同表の一の三の項とし、同表の一の項の次に次のように加える。

正

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行
法(平成二十三年法律第 二号)	法(平成二十三年法律第 二号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第二十四条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二一条第一項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 株式会社国際協力銀行

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十二条 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように加える。

第三十三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

第三十四条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(昭和元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」び第二号に改める。

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

（同項第五号）とあるのは「農業改良資金金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十六条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」び第二号に改める。

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行
法(平成二十三年法律第 二号)	法(平成二十三年法律第 二号)

第二十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)の項の次に次のように加えられる。

第二十九条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第一項(定義)に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受け取る先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)

株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行
法(平成二十三年法律第 二号)	法(平成二十三年法律第 二号)

第三十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二百三十三条)の一部を次のように改正する。

第三十二条 水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)の一部を次のように加える。

第三十三条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

第三十四条 消費税法(昭和六十三年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 特定農産加工業経営改善臨時措置法(昭和元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」び第二号に改める。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正）

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

（同項第五号）とあるのは「農業改良資金金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十六条 農業改良資金金融通法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同法第十一項第六号」の下に「及び第十二条第一項」を加え、「除く。」び第二号に改める。

（農業改良資金金融通法の一部改正）

第二十七条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

る契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかつた支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の一を除く。)、第五款及び第六款の規定(これ

項第四号及び第五号に掲げる業務」と及び「同条第二項第一号中「業務」とあるのは「業務及び附則第三十七条第一項に規定する業務附則第四十二条の規定の他に二回業務」を指す。

第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

2 公庫は、前項ただし書の規定による繰越し

をしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送

第六十三条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。
第六十四条第一項第六号を次のように改め
る。

付し、その承認を受けなければならぬ。

六 削除
第七十三条第五号を次のように改める。

附則第三十七条第一項」と「を削る。
附則第四十六条の次に次の一条を加える。

律第一号)第一条、第十一條及び第十二條に改める。

の承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第三十四条第一項の規定による予算の

五 削除

第七十四条中「第五条第一項又は第三項」を

(株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置)

通知があつたものとみなす。
第四十八条第二項中「国内金融業務及び危機
対応円滑化業務」を「その業務」に改める。
第四十九条の見出し中「国内金融業務等の」を
削り、同条第一項中「国内金融業務」を「その業
務」に改め、「及び危機対応円滑化業務」を削り、
同条第五項中「国内金融業務及び危機対応円滑
化業務」を「その業務」に改める。

第五十条を次のように改める。

第五十一条 第二項中「前二条」を「第四十九条」

「及び前条第三項」を削る。

第五十三条第一号中「第六十三条第六項各号」を「第六十三条第四項各号」に、「第六十三条第五項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第六項第一号」を「第六十三条第四項第一号」に改める。

卷之三

附則第三十七條第一項第一号中「国民生活金融公庫等の下に〔国際協力銀行を除く。〕」を加え、同項第二号を次のように改める。

る一般の先取特権に次ぐものとする。
別表第三を次のように改める。

2 る業務ごとに区分しなければならない。
前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第
二十一一条第一項の規定による補正予算及び同
法第二十二条第一項の規定による暫定予算に
ついて準用する。

第六十三条第二項を次のように改める。

融公庫等」の下に「(国際協力銀行を除く。)」を加え、同条第二項中「、第四十一条第六号及び第

第四十七条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の三条を加える。
（区分経理）

一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第

融公庫等の下に「(国際協力銀行を除く。)」を加え、同条第二項中「第四十一条第六号及び第六十四条第一項第六号中附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務(国際協力銀行が行つたものに限る)」、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務(国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る)並びにこれらに係る同

第四十七条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を次のように改正する。
目次中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。
第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。
（区分経理）

第六章 消費税法等の特例(第四十二条—第四十八条)	第七章 災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の特例(第四十九条)
八 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十 九号に規定する減価償却資産をいう。	附則 第一章 総則 (趣旨) この法律は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。 (定義) この法律において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
二 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第八号に規定する人格のない社団等をいう。	第一条 この法律は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の国税関係法律の特例を定めるものとする。
三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。	第二条 この法律において、「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。
四 中間申告書 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書をいう。	二 次章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 居住者 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。
五 残留資産 法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。	二 確定申告書 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。
六 確定申告書 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。	三 修正申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
七 遺付加算金 法人税法第二条第四十三号に規定する還付加算金をいう。	四 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
八 更正 法人税法第二条第三十九号に規定する更正をいう。	五 残留資産 法人税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。
九 充當 法人税法第二条第四十二号に規定する充当をいう。	六 不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得 それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得をいう。
十 減価償却資産 法人税法第二条第一二十三号に規定する減価償却資産をいう。	七 不動産所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額、事業所得の金額又は譲渡所得の金額をい
十一 適格現物分配 法人税法第二条第十二号に規定する適格現物分配をいう。	八 減価償却資産 所得税法第二条第一項第十 九号に規定する減価償却資産をいう。
十二 適格合併 法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。	九 国内 所得税法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。
十三 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。	十 次条及び第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 人格のない社団等 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第一条第八号に規定する人格のない社団等をいう。
十四 損金経理 法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。	二 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。
十五 国内 法人税法第二条第一号に規定する国内をいう。	三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
十六 連結事業年度 法人税法第十五条の二に	四 分割承継法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。
十七 適格分割 法人税法第二条第十二号の十 二に規定する適格分割をいう。	五 被現物出資法人 法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。
十八 適格現物出資 法人税法第二条第十二号の三に規定する適格現物出資をいう。	六 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。
十九 分割承継法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。	七 分割法人 法人税法第二条第十二号の四に規定する分割法人をいう。
二十 被現物出資法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する被現物出資法人をいう。	八 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。
二十一 被現物分配法人 法人税法第二条第十 二号の六の二に規定する被現物分配法人をい う。	九 分割法人 法人税法第二条第十二号の十 二に規定する分割法人をいう。
二十二 連結法人 法人税法第二条第十二号の 二に規定する連結法人をいう。	十 連結事業年度 法人税法第十三条及び第十四 条に規定する連結事業年度をいう。
二十三 被合併法人 法人税法第二条第十一号 に規定する被合併法人をいう。	十一 連結中間申告書 法人税法第二条第三十 二号の六の五に規定する連結中間申告書をい う。
二十四 分割法人 法人税法第二条第十二号の 二に規定する分割法人をいう。	十二 連結完全支配関係 法人税法第二条第 二号の七に規定する連結完全支配関係をい う。
二十五 現物出資法人 法人税法第二条第十二 号の四に規定する現物出資法人をいう。	十三 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。
二十六 現物分配法人 法人税法第二条第十二 号の六に規定する現物分配法人をいう。	十四 損金経理 法人税法第二条第二十五号に規定する損金経理をいう。
二十七 株式交換完全子法人 法人税法第二条 第十二号の六の三に規定する株式交換完全子 法人をいう。	十五 国内 法人税法第二条第一号に規定する 国内をいう。
二十八 株式移転完全子法人 法人税法第二条 第十二号の六の五に規定する株式移転完全子 法人をいう。	十六 連結確定申告書 法人税法第二条第三 十二号に規定する連結確定申告書をいう。
二十九 連結親法人 法人税法第二条第十二号 の七の二に規定する連結親法人をいう。	三十一 連結完全支配関係 法人税法第二条第 二号の二に規定する連結完全支配関係をい う。
三十 連結中間申告書 法人税法第二条第三十 二号の七に規定する連結中間申告書をい う。	三十二 連結子法人 法人税法第二条第十二号 の七の三に規定する連結子法人をいう。
三十三 連結確定申告書 法人税法第二条第三 十二号の七に規定する連結確定申告書をい う。	三十四 連結所得 法人税法第二条第十八号の 四に規定する連結所得をいう。
2 前項の規定は、平成二十二年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限 り、適用する。	三十五 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 事業者 消費税法(昭和六十三年法律第百 八号)第二条第一項第四号に規定する事業者 をいう。

第五条 確定申告書を提出する居住者が特定難民

失金額(所得稅法第一條第一項第二十六号に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るもの)をいう。)を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における同法第七十一条の規定の適用について

は 同条第一項中「雜損失の金額」とあるのは
「雜損失の金額で特定雜損失金額」(東日本大震災
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例)に関する法律(平成二十三年法律第 号)第五条第
一項雜損失の繰返控除の特例に規定する特
定雜損失金額をいう。以下この項において同
じ。)以外のもの(「と、「除く。」は」とあるのは
「除く。」及び当該居住者のその年の前年以前五
年内において生じた特定雜損失金額(この項又
は同条第一項の規定により前年以前において控
除されたものを除く。)は」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、所得税法第二百二十三条第一項中「雑損失の繰越控除」とあるのは「雑損失の繰越控除」(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法規)と解する。この規定は、法律の臨時特例に関する法律第五条第一項(雑損失の繰越控除)の規定の適用を除外するものである。

失の繰越控除の特例の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。」と同項第三号及び同条第二項第一号並びに同法第一百二十七条第三項中「前年以前三年内」とあるのは「前年以前五年内」とする。

第一項の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(1)中「同法」とあるのは、「同法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第3号)」とする。

(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等)

第六条 居住者の有する棚卸資産について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災

の関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む。以下この項及び次条第四項において「棚卸資産震災損失額」という。)については、その者の選択により、平成二十二年において生じたものとして、その者の同年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。この場合において、当該事業所得の金額の計算上必要経費に算入された当該棚卸資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る同条及び所得税法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

2 居住者の営む不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産(所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。)その他これに準ずる資産で政令で定めるもの(次条第一項において「固定資産等」という。)について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。以下この条及び次条第四項において「固定資産震災損失額」という。)については、その者の選択により、平成二十二年において生じた同法第五十一条第一項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該固定資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

3 居住者の有する山林について東日本大震災により生じた損失の金額(東日本大震災に係るやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を除く。以下この項及び次条第四項において「山林震災損失額」という。)については、その者の選択により、平成二十二年において生じた所

得税法第五十一条第三項に規定する損失の全額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された当該山林震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る次条及び同法の規定の適用については、同年において生じなかったものとみなす。

4
居住者の不動産所得若しくは雜所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基因となる所得税法第五十一条第四項に規定する資産について東日本大震災により生じた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額及び固定資産震災損失額又は特例損失金額を除く。以下この項において「業務用資産震災損失額」という。）については、その者の選択により、平成二十二年において

て生じた同条第四項に規定する損失の金額として、同法の規定を適用することができる。この場合において、同項の規定により必要経費に算入された金額に係る当該業務用資産震災損失額は、その者の平成二十三年分の所得税に係る同法の規定の適用については、同年において生じなかつたものとみなす。

前各項の規定は、平成二十一年分の確定申込書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨及びこれららの規定により必要経費に算入される金額の記載がある場合に限り、適用する。

第七条 確定申告書を提出する居住者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者(平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る)が平成二十三年純損失金額(その者の平成二十三年において生じた純損失の金額をいう。又は被災純損失金額(同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。)を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又

は当該被災純損失金額の生じた年の翌年以後五年内の各年分における所得税法第七十条の規定の適用については、同条第一項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条第一項(純損失の繰越控除の特例)に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。)及び被災純損失金額(同条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。)以外のもの」と、「がある」とあるのは「並びに当該居住者のその年の前年以前五年内において生じた平成二十三年純損失金額(この項の規定により前年以前において控除されたもの及び同条第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある」と、「当該純損失の金額」とあるのは「当該純損失の金額及び当該平成二十三年純損失金額」と、同条第二項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「(うち)」とあるのは「(うち)」と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」である。」とあるのは「(うち)」と、「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額」とあるのは「純損失の金額及び当該被災純損失金額に」とする。

場合には、二千円から当該他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一項第三号に掲げる所得税の額の計算について
は、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、
「第三章(税額の計算)及び東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法
律第八条第二項(震災関連寄附金を支出した場
合の所得税額の特別控除)」とする。

(非居住者への適用)

第九条 第四条から前条までの規定は、非居住者
(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居
住者をいう。)に課する所得税の課税標準及び所
得税の額を計算する場合について準用する。

項第三号弓若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合であつて、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき（当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る租税

により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附屬施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用(機械及び装置に

4 前項に規定する特定寄附金等の金額とは、租税特別措置法第四十一条の十八第二項に規定する特定寄附金の額(震災関連寄附金の額を除く。)と同項に規定する政党等に対する寄附金の額との合計額(当該合計額が当該個人のその年分の総所得金額等の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額)をいう。

5 第二項の規定は、確定申告書ごと、同項の規定

(財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例)
第十条 税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号第六条第四項第一号)若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じて陽ざらつて、当該事実が東

特別措置法第四条の三第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る。)における租税特別措置法第四条の三第二項及び同一項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第一項に規定する事実に該当しないものとみなす(被災代替資産等の特別償却)。

第二項の規定による同一の規定に
による控除を受ける金額についてのその控除に
関する記載があり、かつ、財務省令で定めると
ころにより、当該金額の計算に関する明細書及
び該計算の基礎となる金額、その寄附金が被
災者支援活動の資金に充てられるものである旨
その他の事項を証する書類の添付がある場合に
限り、適用する。

日本大震災によつて被害を受けたことにより平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に生じたものであるとき(当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであることにつき財務省令で定めるところによりその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交付を受けた

平成二十一年三月三十日までの間に、次の各号の上欄に掲げる減資償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において

要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかるわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額と、特別償却限度額(当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合)当該個人が、租税特別措置法第十条第四項に規定する中小企業者に該当する場合には、当該各号の

5 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第八条第二項震災関連寄附金を支出した場合の所得税額の特別控除」の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とある

当該確認をした旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る租税特別措置法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等の長に提出した場合に限る)における租税特別措置法第四条の二第二項及び第九項の規定の適用については、当該事実は、同条第二項に規定する政令で定める場合及び同条第九項に規定する事実に該当しないものとみなす。

(機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除く。)に供して、た場合(所有権移転外リース取引(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるもの)をいう。以下この項及び次条において同じ。)

下欄に掲げる割合(%)を乗じて計算した金額をいいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災代替資産等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

6 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項の控除すべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

2 税特措法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同

資産
建物又は構築物(増築された建 物又は構築物のその増築部分を含

合	割	合
五(平成二十六年 から平成二十八年	百分の十八(平成二十六年 四月一日から平成二十八年	

資産	割合
一 建物又は構築物(増築された建物又は構築物のその増築部分を含)	百分の十五(平成二十六年四月一日から平成二十八年)
二	百分の十八(平成二十六年四月一日から平成二十八年)

2	前項の規定により当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該被災代替資産等を事業の用に供した年(その年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出している場合に限る)の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。	3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についての算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。	4 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記	5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成三十年法律第二号)第十一条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。	6 (特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)	7 第十二条個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に、その有する資産(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ)で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。(以下この条において同じ)の用に供しているものの譲渡(租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの及び贈与、交換又は出資によるものその他のもの)を除く。以下第四項までにおいては、
2	前項の規定を適用する場合において、その年中において取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中にいて譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設を要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、	3 項の買換資産に該当しないものとする。	3 前二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供	4 得又は建設をしたものについては、百分の十)得又は建設をしたものについては、百分の十二)	5 得又は製作をしたものについては、百分の二十)得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	6 得又は建設をしたものについては、百分の十二)得又は建設をしたものについては、百分の二十)得又は製作をしたものについては、百分の二十四)
2	前項の規定により当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該被災代替資産等を事業の用に供した年(その年分の所得税につき所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書を提出している場合に限る)の翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、当該被災代替資産等の償却費として必要経費に算入する金額は、同法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。	3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についての算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記	4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるとときは、当該記	5 第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成三十年法律第二号)第十一条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。	6 (特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例)	7 第十二条個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に、その有する資産(棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ)で次の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。(以下この条において同じ)の用に供しているものの譲渡(租税特別措置法第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するもの)を除く。以下第四項までにおいては、
2	前項の規定を適用する場合において、その年中において取得をした買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中にいて譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中(工場等の建設を要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内)に当該各号の買換資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、	3 項の買換資産に該当しないものとする。	3 前二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供	4 得又は建設をしたものについては、百分の十)得又は建設をしたものについては、百分の十二)	5 得又は製作をしたものについては、百分の二十)得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	6 得又は建設をしたものについては、百分の十二)得又は建設をしたものについては、百分の二十)得又は製作をしたものについては、百分の二十四)

当該取得をした買換資産(政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供した場合(当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなつた場合を除く。)について準用する。この場合において、第一項中「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは、政令で定めることにより」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に第一項の表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているものの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中(前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該翌年中に当該各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたと

規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

5 租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定は、第一項(前二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

租税特別措置法第三十 七条第六項	第一項の規定は、 同項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項において同じ。)の規定は、同法第十二条第一項
租税特別措置法第三十 七条第七項	第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項
租税特別措置法第三十 七条第八項	第一項 、第六項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第五項において準用する第三十七条第六項
租税特別措置法第三十 七条第九項	同条第六項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項
租税特別措置法第三十 七条第十項	前条第四項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第五項において準用する第三十七条第六項
租税特別措置法第三十 七条の二第一項	前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項
租税特別措置法第三十 七条の二第二項	時特例に関する法律第十二条第四項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第五項において準用する第三十七条第六項

租税特別措置法第三十 七条の二第四項	第三十七条の二第一項又は第二項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項又は第二項
租税特別措置法第三十 七条の三第二項	第三十七条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第五項において準用する第三十七条の二第一項又は第二項	第三十七条の二第一項又は第二項
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項

6 第一項の規定の適用を受けた者(前項において準用する租税特別措置法第三十七条の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は前項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため第一項の規定に規定する特例を認められないこととなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九条第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めることにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額(第一項の譲渡による費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等(取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)のうちその超える額に対応する部分により計算した金額

二 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

7 個人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第一項の表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの(以下この項において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この項において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この項において同じ。)を取得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。)における第一項及び第二項(これらの規定を第三項及び第四項において準用する場合を含む。)並びに前項の規定並びに第五項において準用する租税特別措置法第三十七条第六項から第八項まで、第三十七条の二及び第三十七条の三第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたもののみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をし

のほか、第一項、第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の譲渡をした資産が第一項の表又は租税特別措置法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の表の二以上の号の上欄に掲げる資

(注)告入金等と有する場合の所定税額の寺川
産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他第一項の規定又は同条第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間に係る特例)

認定長期優良住宅の新築等をしてこれらの規定の定めるところにより居住者のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつた場合において、当該居住の用に供することができなくなつた日の属する年の翌年以後の各年(当該家屋を居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)の属する年の翌年以後九年間(当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十九年若しくは平成二十年で同条第三項の規定の適用を受ける場合には、十四年間)の各年に限る。)においてその者が当該住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等に係る同条第一項に規定する住宅借入金等の金額、同条第三項に規定する特例住宅借入金等の金額又は同条第五項に規定する長期優良住宅借入金等の金額を有するときは、当該各年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同項中「当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「その者」と、「又はこれらのお家屋が災害により居住の用に供するこ

とができなくなつた日の属する年につては、これらのこと。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。(まで引き続きその居住の用に供している年)とあるのは「までの各年」と、同条第二項第一号ハ中「その年十二月三十一日」とあるのは「その年十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、次項、第五項及び次条において同じ。)」と、同条第三項中「同日以後その年の十二月三十日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」とあるのは「各年」と、「十五年間の各年(同日)」とあるのは「十五年間の各年」と、同条第五項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「その者が死亡した日の属する年までの各年」と、同条第十一項及び第十四項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「その者」と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができないくなった日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」として、同条並びに同法第四十一条の二及び第四十二条の二の規定を適用する。

額を有するときは、当該各年における同法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額については、同法第四十一条の三の二第二項中「同日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「その者」と、「又は当該住宅の増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けている者が死亡した場合には、その死亡の日。以下この項、第四項及び第九項から第十一項までにおいて同じ。)」と、同条第四項中「同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「各年(当該居住日以後その年の十二月三十一日(その者)と、「各年(同日)とあるのは「各年(その者)と、「同条第八項」とあるのは「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日。次項、第三項、第五項及び次条において同じ。」まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、同条第八項」と「第四十一条の二の二第一項」とあるのは「各年(同日以後その年の十二月三十一日(その者)とあるのは「各年(その者)と、「又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日)まで引き続きその居住の用に供している年」とあるのは「までの各年」と、第四十一条の二の二第一項」として、同条の規定を適用する。

か、これらの規定の適用がある場合における所得税法、租税特別措置法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これららの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 法人税法等の特例

(震災損失の繰戻による法人税額の還付)

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間(当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。)を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。)において生じた繰戻対象震災損失金額(当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産(同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)その他の政令で定める資産(次条第一項において「棚卸資産等」という。)について生じた損失の額で政令で定めるもの(仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納稅地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間(以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始したいずれかの事業年度(震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第六

第三章 法人税法等の特例

か、これらの規定の適用がある場合における所得税法、租税特別措置法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他これらの規定の適用に関する必要な事項は、法令で定める。

十八条(同法第一百四十四条において準用する場合を含む。)又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第一項(同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。)に、当該いずれかの事業年度(以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。)の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額(この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

前項の場合において、既に当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につきこの条又是法人税法第八十条(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたときは、その額からこれらの規定の適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からこれらの規定の適用に係る繰戻対象震災損失金額又は同法第八十条第二項の欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなして、前項の規定を適用する。

第一項の規定は、同項の法人が還付所得事業年度から震災欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度について連続して確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損事業年度の確定申告書を提出した場合(中間期間において生

4
法人税法第八十条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする法人について、同条第六項の規定は第一項の規定による還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付の請求に係る還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第号)以下「震災特例法」という。)第十五条第一項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「震災特例法第十五条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と、「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は仮決算の中間申告書」と読み替えるものとする。

付)の規定の適用」と、同法第八十一条第一項(中間申告による所得税額の還付)の規定が「欠損金額が」とあるのは「欠損金額(震災特例法第十五条震災損失の繰戻しによる法人税額の計算の基礎とするものを除く。以下この項及び第四項において同じ。)が」と、同条第二項中「この条」とあるのは「この条又は震災特例法第十五条」と、「その適用」とあるのは「これらの規定の適用」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は同条第二項の繰戻対象震災損失金額」と、「同項」とあるのは「前項」と、国税通則法第十九条第四項第三号ハ中「(外国法人に対する準用)並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特別に関する法律第十五条第四項(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)」とする。

6 法人が中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について第一項の規定の適用を受けた場合には、仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた繰戻対象震災損失金額に相当する金額は、当該中間期間を含む事業年度の所得の金額の計算上、益による法人税額の還付)とする。

7 前項の規定の適用がある場合の法人税法第二条第十八条号に規定する利益積立金額の計算その他の前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(仮決算の中間申告による所得税額の還付)

第十六条 法人の平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間(当該期間に係る仮決算の中間申告書を提出する場合における当該期間に限る。)において生じた震災損失金額(東日本大震災により棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。)がある場合における当該仮決算の中間申告書に係る同条

第六十九条第一項(外国税額の控除)における「法人税の額」とあるのは、法人税の額及び、外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第六十八条第一項(所得税額の控除)に規定する所得税の額(当該期間において支払を受けた租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の九第一項(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第四十一条の十二第二項(償還差益等に係る分離課税等)に規定する割引債の同項に規定する償還差益につき同条第四項の規定によりその償還を受ける時に徴収されるものとみなされる所得税の額その他これらら所得税の額に類するものとして政令で定めるものを含む。)で第六十八条第一項(同法第四十一条の九第四項又は第四十一条の十二第四項の規定その他政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除をするものとした場合に第六十八条第一項の規定による控除をされるべき金額で当該法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合にはその控除しきれなかつた金額(当該控除しきれなかつた金額が当該期間において生じた東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)に規定する震災損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)と、同条第三項中「第六十八条第三項」とあるのは、「第六十条(法人税額から控除する所得税額の損金不算入)中「の規定の適用」とあるのは、「若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)」の規定の適用」と、第六十八条第三項とする。

いて、当該仮決算の中間申告書に前項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する控除しきれなかつた金額の記載があるときは、税務署長は、当該仮決算の中間申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。法人の提出した仮決算の中間申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により前項の規定により読み替えて適用される同号に規定する控除しきれなかつた金額が増加したときにおけるその増加した金額についても、同様とする。

3

仮決算の中間申告書の提出により前項の規定による還付をされる法人の当該仮決算の中間申告書に係る事業年度における法人税法の規定の適用については、同法第二十六条第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という)」第六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の規定」と、同法第四十条中「場合には」とあるのは「場合(震災特例法第十六条第二項(仮決算の中間申告による所得税額の還付)の適用を受けた場合を含む。)には」と、「還付をされる金額(震災特例法第十六条の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(そ

金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日)までの期間とする。

金のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

5

第二項の規定による還付金を同項の仮決算の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6

前二項に定めるものほか、第二項の還付の手続その他の同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7

中間申告書による申告に係る事業年度の確定申告書に係る事業年度の確定申告書の提出期限と当該中間申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、法人税法第七十一条第一項本文(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

(被災代替資産等の特別償却)
第十八条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で東日本大震災により滅失し、若しくは損壊した建物(そくじ)、構築物、機械及び装置、船舶、航空機若しくは車両及び運搬具に代わるものとして政令で定めるものに該当するもの(以下この項において同じ。)を以て、その製作の後事業の用に供されることは製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用機械及び装置、船舶、航空機並びに車両及び運搬具にあっては、貸付けの用を除く。)に供し

た場合を除く。)又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用(機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)には、その用に供し

資産	割合	割合	割合
一 建物又は構築物(増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。)でその建設の後事業の用に供されたことのないもの	百分の十五(平成二十六年四月一日から平成二十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十)	百分の十八(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては、百分の十二)	百分の十九(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十)
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)
三 船舶、航空機又は車両及び運搬具で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)	百分の三十六(平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得又は製作をしたものについては、百分の二十四)

2 前項の規定の適用を受けた被災代替資産等(第一十六条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。)について

「第四十八条まで」とあるのは「第四十八条まで(第一十六条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する被災代替資産等を含む。)について

十四条の二第三項に規定するリース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるもの)を以て、その計画の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第二項の仮決算の中間申告書の提出期限の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付

得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。)又は同表の第一号若しくは第二号の上欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(東日本大震災により滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。)をした建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用(機械及び装置にあっては、貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の下欄に掲げる割合(当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

た日を含む事業年度のこれらの減価償却資産(以下この条において「被災代替資産等」といいう。)に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(第三項において「償却限度額」という。)は、同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額と特別償却限度額(当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の下欄に掲げる割合(当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

項の規定を含む」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第二十六条第一項の規定。」と定して、同条の規定を適用する。

第一項の規定は、確定申告書等の中間申告書で法人税法第七十二条第一項名号に掲げる事項を記載したもの及び確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつ

⁴ 第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項の特別償却に関する規定には第一項の規定を含むものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条における同法第六

第十八条の四十一の規定は、第二十六条第四項前段の規定によりみなして適用される同法第六十一条の四十一の規定とする。

規定」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)
第十九条 法人清算中の法人を除く。以下第二
十一条までにおいて同じ)が、平成二十三年三
月十一日から平成二十八年三月三十一日までの
期間(第七項において「対象期間」という。)内に、

その有する資産(棚卸資産を除く。以下第二十一条までにおいて同じ)で次の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得、建設及び製作を含み、合併、分割、贈与、交換、出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く。)及び次条において同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産第四項及び第十項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第一号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「土地等」という。))については、その法人の事業の用。第三項及び第七項において同じ。)に供したとき(当該事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額(以下この項及び第七項において「圧縮限度額」という。)の範囲内での帳簿価額を損金経理(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合においては、その帳簿価額を減額する。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することによって費用又は損失として経理することをいふことに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算(同項第一号に掲げ

譲渡資産	買換資産
<p>一 被災区域(前条第一項に規定する被災区域をいう。次号において同じ。)である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にある建物(その附属設備を含む。次号において同じ。若しくは構築物で、当該法人により平成二十三年三月十一日前に取得(建設を含む。)がされたもの</p>	<p>国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産</p>
<p>二 被災区域である土地以外の土地の区域(国内に限る。)内にある土地等、建物又は構築物の用に供される減価償却資産</p>	<p>被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業</p>

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産(次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当

該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなったときを除く。）、又は供する見込みであるときは、当該法人は、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人（連結事業年度において第二十七条第一項の規定の適用を受けたものを含む。）が、第一項に規定する買換資産（同条第一項に規定する買換資産（以下この項において「連結買換資産」という。）を含む。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域（当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域）内に

る金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る決算。次条第一項において同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処

分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

ある当該法人の事業の用第一項の表の第二号の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という。)により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第十項において「合併法人等」という。)に移転する場合を除く。)には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定により損金の額に算入された金額(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額)に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む事業年度(適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第四項」と読み替えるものとする。

欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産(当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」という。)において当該適格分割等により移転を受けた当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれるものに限る。)を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定め務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれららの規定に規定する買換資産(連結事業年度において第二十七条第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び次項において「連結買換資産」という。)を含む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併等の後において連絡法人に該当するものを除く。)が、当該適格合

併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項において「被合併法人等」という。)が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある事業の用(第一項の表の第二号の下欄又は同条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域等の土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第七項の規定により当該合併法人等において損金の額に算入された金額)に相当する金額は、損金の額に算入された金額(当該買換資産が連結買換資産である場合には、同条第一項又は第七項の規定により当該合併法人等の事業年度(適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。)
11 租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第七項の規定の適用を受けた買換資産(連結買換資産を含む。)について準用する。
12 第二項から前項まで(第七項を除く。)に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定による損金の額に算入される金額の計算その他これらの方の規定及び第七項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

二号を除く。の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項(第十項)とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「震災特例法」という。)第十九条第三項(同条第八項)と、同号ロ中第一項の表とあるのは「震災特例法第十九条第一項の表」と、次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第十九条第一項」と読み替えるものとする。(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第二十条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「対象期間」という。)内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日前日を含む事業年度を除く。)終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間(同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該稅務署長が認定した日までの期間。

以下この項及び第四項第二号において「取得定期間」という。)内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用)に供する見込みであるとき(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当

該適格合併に係る合併法人が取得指定期間に内に該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときは含む。は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人が、対象期間内に前項に規定する譲渡をして、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割(その日以後に行われるものに限る。以下この条において同じ。)又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限る。以下この条において同じ。)を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

（二）当該譲渡の日を含む事業年度終了日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出资法人が当該期間内に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした法人が政令で定めるところにより納稅地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

（三）前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

（四）前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人又は被現物出資法人の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

（五）法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合（第二十八条第五項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は被現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

（一）適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入さ

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割
ある場合には、これらの金額を控除した金額
とする。以下この条において同じ。)
又は適格現物出資の直前において有する第一
項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は
適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物
出資法人が取得定期間の末日までに前条第
一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得を
することが見込まれ、かつ、当該取得の日か
ら一年以内に当該分割承継法人又は被現物出
資法人において当該取得をした資産を当該適
格分割又は適格現物出資により移転を受ける
当該各号の下欄に規定する地域内にある事業
の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域
である土地等については、その移転を受ける
事業の用)に供することが見込まれる場合に
おける当該資産の取得に充てようとする額に
差益割合を乗じて計算した金額に相当する金
額及び当該適格分割又は適格現物出資に際し
て設けた期中特別勘定の金額

人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第二十八条第一項の規定により設けている特別勘定の金額)とみなす。

前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、第一項に規定する取得定期期間(当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。次項及び第十二項において「取得指定期間」という。)内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その法人の事業の用)に供したとき(当該取得の日を含む事業年度において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。)について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替えるものとする。

前条第七項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が適格分

割、適格現物出資又は適格現物分配(第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る)。

以下この項において同じ。)を行う場合において、当該法人が当該適格分割(適格現物出資又は適格現物分配(以下この項において「適格分割等」という。)の日を含む事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産(当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等について、その法人の事業の用)に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」といいう。)において当該適格分割等により移転を受けた当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれるものに限る。)を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第七項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

9 前二項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定の金額のうち当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十二条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当

することとなつた場合において、同法第六十一

条の十一第一項に規定する連結開始直前事業年度又は同法第六十二条の十二第一項に規定する連結加入直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額

は、当該連結開始直前事業年度又は当該連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、自己を株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等以下この項において「非適格株式交換等」という。)を行った場合において、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上の、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が次の各号に掲げる場合(第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額未満のものを除く。)を有しているとときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有していると

下この項において「非適格株式交換等」という。)の直前の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有していると

下この項において「非適格株式交換等」を行った場合において、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上の、益金の額に算入する。

13 前条第二項の規定は、第七項又は第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第七項又は第八項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替えるものとする。

14 前条第四項の規定は、第七項の規定の適用を受けた法人(連結事業年度において第二十八条第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第七項に規定する買換資産(第二十八条第八項に規定する買換資産(以下この項において「連結買換資産」という。)を含む。)の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある当該法人の事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

15 前条第十項の規定は、適格合併等により第七項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(連結事業年度において

り解散した場合を除く。)において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額

特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額

四 取得指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額

16 租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項又は第七項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第八項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは「明細書、取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と、同条第八項中「第四項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時条例に関する法律第二十条第十四項において準用する同法第十九条第四項」と読み替えるものとする。

17 租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産(連結買換資産を含む。)について準用する。

18 第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第二十八条第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十一条の十一第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十二条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当

第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び第十七項において「連結買換資産」という。)を有しているときは、当該特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額が当該買換資産が受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

第二十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(以下この項及び第十七項において「連結買換資産」という。)を有しているときは、当該特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘定の金額が当該買換資産が受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が連結買換資産である場合には、第二十七条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある事業の用(前条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄又は第二十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなつた場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)について準用する。

18 前二項に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表及び租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同法第六十五条の八第一項の特別勘定の金額の計算その他第一項から第十五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定の資産を交換した場合の課税の特例)

第二十一条 法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第十九条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの(以下この条において「交換譲渡資産」という。)と当該各号の下欄に掲げる資産(以下この条において「交換取得資産」という。)との交換(租税特別措置法第六十五条第一項第二号から第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他の政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(第一号において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合における場合は、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第十九条第一項の一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第十九条第一項の譲渡をしたものとみなす。

(代替資産の取得期間等の延長の特例)

第二十二条 法人が、東日本大震災に起因するや

むを得ない事情により、租税特別措置法第六十四条の二第一項に規定する代替資産又は同法第六十五条の八第一項に規定する各号の下欄に掲げる資産をこれらの規定に規定するこれら資産の取得(これらの規定に定める取得をいう。)。

以下この条において同じ。)をすべき期間(その末日が平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあるものに限る。)内に取得をすることが困難となつた場合において、当該期間の初日から当該期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内にこれらの資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納稅地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該期間の初日から当該政令で定める日までの期間をこなされたら第六号までに規定する交換、換地処分及び権利交換その他の政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。)をした場合(当該交換に伴い交換差金(交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。)を得し、又は支払った場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(第一号において「他資産との交換の場合」という。)における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の九第十一項(同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第六十八条の十第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定その他の政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。)に、当該いずれかの連結事業年度(以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。)の連結所得の金額のうちに占める震災損失金額(当該各連結事業年度又は中間期間における生じた同法第八十一条の二十二第一項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。)を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。)において生じた繰戻対象震災損失金額(この条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受けれる金額の計算の基礎とするものを除く。)に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 前項の場合において、既に当該還付所得連結の額で政令で定めるものの合計額(仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受ける

べき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得連結事業年度の連結所得の金額に相当する金額からこれらの規定の適用に係る繰戻対象震災損失金額又は同条第二項の連結欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得連結事業

年度の連結所得の金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定は、同項の連結親法人が還付所得連結事業年度から震災欠損連結事業年度の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合であつて、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書を提出した場合(中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書をその提出期限までに提出した場合)に限り、適用する。

4 法人税法第八十条第五項の規定は第一項の規定による還付の請求をしようとする連結親法人について、同条第六項の規定は第一項の規定による還付の請求があつた場合について、同条第七項の規定は第一項の規定による還付の請求に係る還付金について還付加算金を計算する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第六項中「欠損金額」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」という。)第二十三条第一項(連結法人の震災損失の繰戻による法人税額の還付)に規定する繰戻対象震災損失金額」と、同条第七項中「第一項(第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「震災特例法第二十三条第一項」と、「第一項の規定」とあるのは「同項の規定」と、「確定申告書」とあるのは「連結確定申告書又は仮決算の連結中間申告書」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法及び国税通則法の規定の適用については、法人税法第二十六条第一項第四号中「又は」とあ

と、「の規定」とあるのは又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条の規定として、同法この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

用に供しなくなつたときを除く。)、又は供する見込みであるとき適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第一号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受け

る建物(その附属設備を含む。次号において同じ。)若しくは構築物で、当該連結親法人又はその連結子法人により平成二十三年三月一日前に取得建設を含む。)がされたもの

被災区域である土地若しくはその土地の上に存する権利又はその土地の区域内にある事業の用に供される減価償却資産

譲渡資産	買換資産
被災区域（第十八条第一項に規定する被災区域をいう。次号において同じ。）である土地若しくはその土地の上に存する権利又はこれらとともに譲渡をするその土地の区域内にあ	国内にある土地等又は国内にある事業の用に供される減価償却資産

おいて同じ。)をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十項並びに次条第十五項及び第十六項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」といふ。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第一号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「土地等」という。)については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第二項及び第七項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の業年度に係る確定した決算(同項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する期間に係る決算。次条第一項において同じ。)において積立金として積み立てる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得・建設及び製作を含み、合併・分割・贈与・交換・出資又は適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条(同表を除く)及び次条に金経理(法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあっては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。)により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事

前項の規定を適用する場合において、当該連結事業年度の買換資産次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該連結事業年度において譲渡した当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む連結事業年度開始の日前一年(工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間)以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したとき(当該連結事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに当該事業の用に供しなくなつたときは除く。)又は供する見込みであるときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、政令で定めるところにより当該連結親法人の納稅地の所轄税

4 第一項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人(連結事業年度に該当しない事業年度において第十九条第一項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項に規定する買換資産(同条第一項に規定する買換資産を当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「単体買換資産」という。)を含む。)の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が單体買換資産である場合には、第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(第一項の表の第二号の下欄又は第十九条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用)に供しない場合は供しなくなつた場合(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(第十項において「適格合併等」という。)により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第十項において「合併法人等」という。)に移転する場合を除く。)には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項の規定の適用を受けることができる。

該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む連結事業年度(適格合併に該当しない合併(連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。第十項において同じ。)により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなつた場合は、当該合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

租税特別措置法第六十八条の七十八第七項及び第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡をした日を含む連結事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第九項において「適格分割等」という。)を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から適格分割等の直前の時までの間に当該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産(当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き

当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等による分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」といいう)において当該適格分割等により移転を受けた当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれるものに限る。)を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したとき限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定めること。

第七項の規定は、同項の連結親法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(連結事業年度に該当しない事業年度において第十九条第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産(当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十二条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項及び次項において「単体買換資産」という。)を含む。)の移転を受けた合併法人等(当該適格合併等の後において連結法人に該当するものに限

る。)が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人(以下この項において「被合併法人等」という。)が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等に移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域(当該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域)内にある事業の用(第一項の表の第二号の下欄又は第十九条第一項の表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供しない場合又は供しなくなった場合(適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。)には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額(当該買換資産が単体買換資産である場合には、第十九条第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む当該合併法人等の連結事業年度(適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなつた場合には、当該合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。)

11 稟税特別措置法第六十八条の七十八条第十三項の規定は、第一項又は第七項の規定の適用を受けた買換資産(単体買換資産を含む。)について準用する。

12 第二項から前項まで(第七項を除く。)に定めるもののほか、第一項の譲渡した資産が同項の表及び租税特別措置法第六十八条の七十八条第一項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項又は同条第一項の規定により損金の額に算入される金額の計算、第一項、第四項、第七項及び第十項の規定により

損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項及び第七項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項（第二号を除く。）の規定は、この条及び次条に規定する用語について準用する。この場合において、同項第三号中「第三項（第十項）」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十七条第三項（同条第八項）と、同号口中「第一項の表」とあるのは「震災特例法第二十七条第一項の表」と、「次条第一項」とあるのは「震災特例法第二十八条第一項」と、同項第四号中「第一項」とあるのは「震災特例法第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

（連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第二十八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十日までの期間（第三項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む連結事業年度終了日の翌日から一年を経過する日までの期間（同条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第五項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から

一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用)に供する見込みであるとき(当該連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間に当該各号の下欄に掲げる被災の資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用)に供する見込みであるときその他この政令で定めるときを含む。)は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額を当該連結親法人又はその連結子法人の当該譲渡の日を含む連結事業年度に係る確定した決算において特別勘定を設ける方法(当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立ててある方法を含む。)により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

四 合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む

3 連結事業年度における当該合併に係る被合併法人である連結法人

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む連結事業年度において適格分割(その日以後に行われるものに限る。以下この条において同じ。)又は適格現物出資(その日以後に行われるものに限る。以下この条において同じ。)を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの(以下この条において「期中特別勘定」という。)を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

一 当該分割承継法人又は現物出資法人において当該適格分割又は適格現物出資の日から当該譲渡の日を含む連結事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間(前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該子法人が政令で定めるところにより当該連結親法人の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の困難である場合において、当該譲渡をした連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにおいて当該税務署長が認定した日までの期間)内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間)内に当該各号の下欄に掲げる資

二 前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれること。

4 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納稅地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が適格合併にあって子法人が被合併法人となる適格合併については、その適格合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日(第十三項第四号において「連結親法人事業年度開始の日」という。)である場合の当該適格合併に限る。(以下この項及び第七項において同じ。)適格分割又は適格現物出資を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定の金額を含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)

二 適格分割又は適格現物出資 当該適格分割又は適格現物出資の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割又は

適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることとが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割又は適格現物出資により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第一号の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用)に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分割又は適格現物出資に際して設けた期中特別勘定の金額

前項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む。以下この項において同じ。)及び期中特別勘定の双方を設けていた連結親法人又はその連結子法人が適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐ場合を除き、前項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に当該適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、第二十条第一項の規定により設けている特別勘定の金額)とみなす。

8 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設け

で、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適格分割、適格現物出资又は適格現物分配(以下この項において「適格分割等」という。)の日を含む連結事業年度の取得指定期間内に当該特別

(同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十二第一項に規定する他の内国法人に該当する場合に限る。)において、当該完全支配関係を有することとなつた日の前日を含む連結事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額(政令で定める金額未

別勘定の金

り解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。これらについて、その解散

である場合に附するべきとして、その角番した連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の金額を有しているとき、当該特別勘

四 定の金額
取得指定期間に当該連結法人又はその連結子法人が被合併法人となる合併(連結子

法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の右をとることとする。

ある場合の「当該会員に限る」を行った場合には、その被合併法人である当該連結親法人又は当該連結子法人が第一項の特別勘定の

金額を有しているとき 当該特別勘定の金額
前条第二項の規定は、第八項又は第九項の規
定を適用する場合について準用する。この場合

において、同条第二項中「当該土地等に係る面積が」とあるのは、「当該土地等に係る面積」とあるべきである。

第一条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第八項又は第九項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計が」と読み替える

ものとする。
前条第四項の規定は、第八項の規定の適用を
受けた連結親法人又はその連結子法人（連結事

業年度に該当しない事業年度において第二十条第七項の規定の適用を受けたものを含む。)が、
第十八項に規定する

9 前条第七項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む)を設けている連結親法人又はその連結子法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(第一項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。以下この項において同じ。)を行う場合において

第一項の半期勘定(連結事業年度に該当しない事業年度において設けた第二十条第一項の特別勘定を含む)を設けている連結親法人又はその連結子法人が、他の連結親法人との間に当該他の連結親法人による法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた場合

場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度(第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む連結事業年度)の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第八項に規定する買換資産第二十条第七項に規定する買換資産(当該事業年度以後の事業年度において法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。以下この項において「単体買

年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた法人税の額が千万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、千万円を超えてその還付を受けた法人税の額に相当する。

3 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは(代理人、使用人等)の金額以下とすることができる。

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章 相続税法等の特例

（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）

第四章 相続税法等の特例

は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与・贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第三十八条までにおいて同じ。)により取得した財産で相続税法(昭和二十五年法律第七十三条号)第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第三十六条において同じ。)により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同月十一日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺

贈により取得した財産又は贈与により取得したものに限る)で同月十一日において所持していたもののうちに、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域(以下この項及び第四項において「指定地域」という。)内にある土地若しくは土地の上に存する権利(以下この条及び次条において「特定土地等」という。)又は指定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これらに類するものとして政令で定めるものを除く。)以下の条及び次条において「特定株式等」という。)があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十二条の十五の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、東日本大震災の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができる。

条第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申告書を含む。)又は同法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(財務大臣は、第一項の規定により指定地域を定めたときは、これを告示する。
(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課
税額各の計算の特別)

第三十五条 個人が平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間に贈与により取得

した財産で同月十一日において所有していたものうちには、特定土地等又は特定株式等がある場合には、当該特定土地等又は当該特定株式等

については、相続税法第二十一条の二又は第二十二条の十に規定する贈与税の課税価格に算入すべき価額は、同法第二十二条の規定にかかるらず、東日本大震災の発生直後の価額として政

2 令で定めるものの金額とすることができる。
前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受
けようとする場合について準用する。この場合
において、同条第三項中「これらの規定に規定

する申告書（これらの申告書）とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書）と、「これらの規定の」とあるのは「次条第一

項の規定」と読み替えるものとする。
（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例）

より財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人包括受遺者を含む。以下この条において同じ)が相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日(財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災

2 同一の被相続人から遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第三十四条第二項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が相続税法第二十九条第一項若しくは同条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定又は同法第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

3 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条第一項の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限は、指定日とする。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第八条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が指定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、指定日とする。

5 財務大臣は、第一項の規定により指定日を定めたときは、これを告示する。

(東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例)

第三十七条 租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金(以下この項及び次項において「住宅取得等資金」という。)について、同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者(平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした者に限る。又は所得税法等の

一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)
附則第二十四条第四項の規定により同法第十
八条の規定による改正前の租税特別措置法(以
下この項及び次項において「平成二十二年旧租
税特別措置法」という。)第七十条の二第一項の
規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定す
る特定受贈者が、次に掲げる場合に該当すると
きは、租税特別措置法第七十条の二第四項から第六項までの規
定は、適用しない。

一 これらの特定受贈者が租税特別措置法第七
十条の二第一項第一号又は平成二十二年旧租
税特別措置法第七十条の二第一項第三号に定
めるところにより同号の増改築等をした住宅用
の家屋を平成二十三年三月十日後遅滞なく
第六項までの規定又は平成二十二年旧租税特別
措置法第七十条の二第四項から第六項までの規
定は、適用しない。

り損壊したため取り壊した航空機に代わるものとして建造若しくは取得をした航空機で政令で定めるものの新規登録若しくは移転登録又はこれらの登録を受ける航空機を目的とする抵当権の設定の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「船舶」とあるのは「航空機」と、「所有権の保存又は移転の登記」とあるのは「新規登録又は移転登録」と、前項中「設定の登記」とあるのは「設定の登録」と読み替えるものとする。

第六章 消費税率等の特例
（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第四十二条 東日本大震災の被災者である事業者が、(以下この条において「被災事業者」という。)で被災日(事業者が被災事業者となった日をいう。)以下この条において同じ。)の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九条第四項の規定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を国税庁長官が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第十一条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日(以下この条において「指定日」という。)までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合は、当該課税期間の末日)に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

消費税法第九条第四項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間(当該届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこと

4 日は当該税務署長に提出したものとみなして
同条第八項の規定を適用する。

（法人が被災事業者となつた場合（当該兼業法人）が国税通則法第十一一条の規定の適用を受けたものでない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨を記載した届出書を消費税法第十二条の二第二項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日までにその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者に係る被災日の属する課税期間以後の課税期間については、同条第二項の規定は、適用しない。

5 消費税法第十二条の二第一項に規定する新設法人が被災事業者となつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間に係る同法第三十七条规定による届出書の提出については、同条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条规定の適用を受けようとするものが、同項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書

3
支と審美省が支と日の属する栗免税用印以後の
る記載其間に附るに係る同条第四項の規定によ
る届出書の提出については、同条第五項の規
定は、適用しない。

項第二号に規定する自動車検査証の交付等をう。以下この項及び次条において同じ。)を受けた自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第百二十二号)第二条第一項

証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に東日本大震災を原因として滅失し、解体し、又は自動車の用途を廃止したものとして政令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災自動車」という)については、平成二十五年三月三十一日までの間、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者に(当該被災自動車の所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあっては、当該被災自動車につき当該被災自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災自動車の所有者に還付する。ただし、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七十五号)第八条の規定の適用がある場合は、この限りでない)。

前項の規定により同項の還付金の還付を受けようとする被災自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等(自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。)を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出

となる課税期間に限る。)に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項

が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日に当該税務署

第四十四条 税額特別措置法第八十九条の規定
止)

（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方
揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置の停

しなければならない。

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。
(被災自動車の使用者であつた者が取得する自動車に係る自動車重量税の免稅)

第四十六条 被災自動車の使用者であつた者又はその者の相続人(その者と生計を一にしていた者に限る)その他政令で定める者(次項において「被災使用者」という)が、平成二十三年三月十一日から平成二十六年四月三十日までの間に

検査自動車(自動車重量税法第二条第一項第二号に規定する検査自動車をいい、二輪の小型自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第三条に規定する小型自動車をいう。)を除く。以下この条において同じ。)を取得し当該検査自動車について自動車検査証の交付等(平成二十三年三月十一日以後最初に受けるものに限り、自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)を受ける場合には、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

2 被災使用者が平成二十三年三月十一日から平成二十六年四月三十日までの間に取得し自動車検査証の交付等を受けた検査自動車の数が当該被災使用者に係る被災自動車の数を超える場合には、当該数を超えることとなる検査自動車については、前項の規定は、適用しない。

3 検査自動車の売買契約において、売主が当該検査自動車の所有権を留保している場合その他政令で定める場合には、当該売買契約の締結その他政令で定める行為を当該検査自動車の取得とみなして、前二項の規定を適用する。
(特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税)

第四十七条 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者(以下この条において「公的貸付機関等」という)が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の貸

付け(当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)別表第一第一号の課税物件の物件名の欄3に掲げる

消費貸借に関する契約書のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

(被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税)

第四十八条 東日本大震災の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者」という。)が、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に作成する印紙税法別表第一第一号の課税物件の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一欄に掲げる不動産の譲渡に関する契約書)について、当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一欄に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書を含む。)又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。)のうち、平成二十三年三月十一日から平成三十三年三月三十一日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

一 東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物(以下この項において「滅失等建物」という。)
が所在した土地を譲渡する場合
二 東日本大震災により損壊した建物(以下この項において「損壊建物」という。)を譲渡する場合

五 代替建物を新築する場合

六 損壊建物を修繕する場合

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者(以下この項において「非課税被災者」という。)と当該非課税被災者以外の者との共同で作成した前項に規定する契約書については、当該非課税被災者が保存するものは当該非課税被災者が作成したものとみなし、当該非課税被災者以外の者が作成したものとみなす。

第七章 災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例

第四十九条 東日本大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者については、その選択により、当該被害を平成二十二年において受けたものとして、災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条の規定を適用することができる。この場合において、平成二十二年分の所得税について同条の規定の適用を受けた者に係る平成二十三年分の所得税を適用することができる。この場合において、当該東日本大震災による被害を同年において受けたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合における災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第三条の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一号)の公布の日又はこの法律の施行の日(いすれか遅い日から施行する。
(施行日前に確定申告書を提出した者等に係る更正の請求)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に平成二十二年分の所得税につき第二条第二項第二号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通

則法第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同項第三号に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき第二章又は第七章の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、同法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

(施行日前に払い出された財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る源泉徴収税額の還付)
第三条 平成二十三年三月十一日から施行日の前日までの間に次の各号に掲げる事が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について所得税法第八十一条の規定により徴収された所得税の額がある場合において、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものであるときは、当該徴収された所得税の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者は、政令で定めるところにより、平成二十四年三月十日までに、納稅地の所轄税務署長に対し、当該徴収された所得税の額の還付を請求することができる。

一 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する労働者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法第六条第四項第一号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実 租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益
二 租税特別措置法第四条の三第一項に規定する労働者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、労働者財産形成促進法第六条第二項

第一号口若しくはハ、同項第二号口若しくはハ又は同項第三号口若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実 稟税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成長年金貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益

2 前項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、前項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四条 第十二条の規定は、個人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む)をする同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(震災損失の繰戻しに係る還付請求書の提出期限に関する経過措置)

第五条 平成二十三年三月十一日を含む第二条第三項第三号に規定する事業年度分の法人税につき同項第六号に規定する確定申告書を同年七月一日前に提出した法人(同項第一号に規定する人格のない社団等を含む。次条において同じ。)については、第十五条第一項中「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に」とあるのは「平成二十三年七月三十一日までに」として、同項の規定を適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関する経過措置)

第六条 第十九条の規定は、法人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む。)する同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資

(連結法人の特定の資産の買換えの場合の課税の特例に関する経過措置)

第八条 第二十七条の規定は、第二条第三項第二十九号に規定する連結親法人又は当該連結親法人による同項第三十一号に規定する連結完全支配関係にある同項第三十二号に規定する連結子法人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む。)をする第二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(相続税法等の特例に関する経過措置)

第九条 施行日前に平成二十三年三月十日以前の相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものに係る贈与及び贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)に係る相続税又は平成二十二年分の贈与税につき第三十四条第三項に規定する申告書を出した者及び施行日前に当する経過措置)

第六条 第十九条の規定は、法人が平成二十三年三月十一日以後に取得(建設及び製作を含む。)をする同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用する。

(連結法人の震災損失の繰戻しに係る還付請求書の提出期限に関する経過措置)

第七条 平成二十三年三月十一日を含む第二条第三項第十六号に規定する連結事業年度分の法人税につき同項第三十三号に規定する連結確定申告書を同年七月一日前に提出した同項第二十九号に規定する連結親法人については、第二十三条第一項の更正号に規定する連結親法人については、第二十三

第一条 第二項の下に、「第一百五十六条の二(第十五条第一項の改正規定(第四十二条の十第五項)の下に「第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。)並びに第一百五十六条の三第二項及び第三項」に改め、同条第十号中「第一百三十五条第十五項」の下に、「第一百五十六条の十四第五項」の下に「第六十八条の六十八号の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。)」を定め適用する。

(自動車重量税の免税に関する経過措置)

第十条 第四十六条第一項の規定により自動車重量税が免除される同項に規定する検査自動車で平成二十三年三月十一日から施行日の前までの間に同項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車につき自動車重量税が納付されている場合には、当該納付された自動車重量税については、当該納付された自動車重量税を自動車重量税法第十六条第一項第二号に規定する過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

(印紙税の非課税に関する経過措置)

第十一条 第四十七条又は第四十八条第一項の規定により印紙税を課さないこととされるこれらに規定する消費貸借に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書で平成二十三年三月十一日から施行日の前までの間に作成したものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)の一部を次のよう

十四条の改正規定(同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める部分を除く。)に限る。)並びに第一百五十六条の三第二項及び第三項」に改め、同条第十号中「第一百三十五条第十五項」の下に、「第一百五十六条の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。)及び第二十三条第一項の更正号に規定する連結親法人については、第二十三

第一条 第二項の下に、「第一百五十六条の二(第十五条第一項の改正規定(第四十二条の十第五項)の下に「第四十二条の十一第五項」を加える部分に限る。)並びに第一百五十六条の三第二項及び第三項」に改め、同条第十号中「第一百三十五条第十五項」の下に、「第一百五十六条の十四第五項」の下に「第六十八条の六十八号の十四第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。)」を定め適用する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第百五十六条の二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号及び第四号、第五条第三項並びに第七条第六項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第八条第二項中「第四十一条の十八の三」を「第四十一条の十八の二」に改め、「の百分の二十五に相当する金額」の下に「(租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項又は第四十一条の十八の三第一項の規定の適用がある場合には、当該百分の二十五に相当する金額からこれらの規定により控除する金額を控除した残額。以下この項において同じ。)」を加え、同条第三項中「特定寄附金の額」を「特定寄附金等の金額」に改める。

第十五条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「第四十二条の十一第五項」の下に、「第四十二条の十一第五項」を加え、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通

的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第十六条第一項中「更正が」を「同法第二百三十三第一項に規定する更正等が」に、「更正に」を「更正等に」に改め、同条第四項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に「(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の早日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。」を加える。

第十五条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に「(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の早日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。」を加える。

第三十四条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十六条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第三十八条第一項中「贈与」の下に「(平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあっては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与)」を加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十二条第一項及び第四項、第四十三条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

2 新震災特例法第十六条第四項及び第二十四条第五項の規定は、平成二十四年一月一日以後に支払決定又は充当をする新震災特例法第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金について適用する。ただし、当該還付加算金の全部又は一部で、同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

3 平成二十三年十二月三十一日以前に支払決定又は充当をした前条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第二項及び第二十四条第二項の規定による還付金に係る還付加算金については、なお従前の例による。

第二十三条第一項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八条の十二第七項」を削り、「第六十八条の十四第五項」の下に、「第六十八条の十五第五項」を加え、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十四条第二項中「更正が」に、「更正に」を「更正等に」に改め、同条第五項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改め、「翌日」の下に「(同項後段に規定する増加した金額に係る還付金にあつては、同項の更正等の日の翌日以後一月を経過した日(当該更正等が同法第二十三条第一項の規定による更正の請求に基づく更正である場合及び同項の規

定による更正の請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決である場合には、その更正の請求の日の翌日以後三月を経過した日と当該更正等の早日の翌日以後一月を経過した日とのいずれか早い日)とする。」を加える。

第二十五条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十六条第一項中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、同条第三項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第二十七条第一項中「贈与」の下に「(平成二十三年一月一日から同年三月十日までの間にあっては、同年一月一日において六十歳未満の者からの贈与)」を加え、同条第三項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第二十八条第一項及び第二項、第二十九条並びに第四十五条第三項並びに附則第二条及び第三条第二項中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第九条中「租税特別措置法」の下に「第七十条の二の四第一項又は」を加え、「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十六条の三 前条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(次項において「新震災特例法」という。)第八条の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用する。

平成二十三年五月十二日印刷

平成二十三年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F